

伏見宮本『広義門院御産御記』後伏見天皇宸記

翻刻（下）付解題

皇室制度調査室

（凡例）

- 一、本稿は前号に続き、当部所蔵の伏見宮本『広義門院御産御記』後伏見天皇宸記（全六巻、伏一六一九）の翻刻を行うものである。本号では、第五巻・第六巻の翻刻を行う。

- 一、本号の翻刻の担当は新井重行・柿島綾子・福島真理子である。
- 一、解題は、石田実洋が執筆した。
- 一、その他の事項は、おおむね前号の凡例に従う。

（翻刻）

●第五巻

〔伏見廣義門院御産御記 延慶四年二月（下）三月（上） 五〕
一名後伏見宸記

廿三日、乙丑、天晴風静、去夜自子剋許女院微々有御氣分、自丑剋許猶令取

立給、兼季・實衡・季衡等卿祇候御湯殿上、余以兼季卿告仰前左府、所勞尙不

近日有近邊宿所、即可參上之由申之、此間且令渡白端御座等、件御座有泉廊、侍景、只今

先布衣、上結也、藤卿令催御驗者道昭、并諸壇阿闍梨・陰陽師等、此間余念歸常方、倒直衣上結、歸參

略、先斯寢殿北面撤日比御座等、敷白端御座等、只今無人之間、兼季・實衡・季衡

雜役、楚忽之、母屋棟分戸以北寄西儲御座、二枚、東西妻、帳臺南面并同東障子南

面等懸御簾、其内立四尺几帳、几帳上又懸壁代、為不令透也、敷御座之間、行長朝臣布衣、上結、參

上讀呪、今日當反支之間、先敷牛皮二枚、其上散灰、其上可敷錦一帖、（補）而寬

元被略之、雖用意可略哉之由、行長申之、余諾之、（件事等尙康・尙忠等役之、各布衣、上結、仍不敷

綿、直敷御座也、其東西立白御屏風各一帖、御座良方立白三尺几帳一本、（伏見）此間女院

文日比押北長押中央也、而御座母屋之間、行長押几帳手也、（各六）置御座東北邊、（伏見）此間女院

御氣分火急之間、敷御座之間、且渡御産所東二間、日比御所其程遠之間、可為難治之故也、

有御覽、此間御氣分彌火急之間、女房等馳走仰天拵了、女院著御々産御座、

先斯著御吉方御衣、（其色）并御裳、白練、股立至末、不縫、即令向吉方、（丁方、在彦）此

間裝南面御裝束、先立白御帳於東第一間母屋、長隆・成隆等立之、又密々御所侍一

加云々、抑御帳雖可立中央間、母屋南北張狹之間、令立御帳者、母屋棟分戸人出入可難治也、仍所立東一間也、先敷白緣御座二枚、京庭、綾緣、

妻、以南、其上四角置土居、其上立柱、先坤、次艮、次巽、次乾、在彦兼可立、其上組

天井、於下組之、四面懸帷、（幅之）額一筋、東南西三面卷之、其中供中敷御座、其上供表筵、

御帳内東南西三面立四尺几帳、（母）以上御帳、寢殿南庇五个間并東西妻戸等御簾卷之、

兼付、母屋五个間、（加東西庇）垂御簾、同東第一間、階間、棟分戸内、（帳臺）敷高麗疊

一帖東西、爲御驗者座、同東間戶內、敷同疊一枚東西、爲御副驗者座、西北障子撤、
母屋中央間南、敷圓座三枚爲御物付候所、但廻限御物付等入棟分、候御驗者後也、同西一間戶內、
立屏風敷筵爲博所、北方立屏風敷筵、其上置雙六、寢殿東庇二個間北間西障、爲座

主親王候所、南庇五個間敷滿高麗疊十枚二行、爲諸壇阿闍梨并伴僧座、阿闍梨
屋御簾、伴僧座在端、五壇阿闍梨東上北、南階以東簀子敷紫端三枚爲陰陽師座、建長
面、諸壇阿闍梨西上北面、已上如此著座、以後

候堂、其前立八足、高欄外以紙捻結付、二棟南弘廂敷高麗疊八枚西妻敷之、各東、假爲上達
部候所、御驗者道昭僧正白淨衣、香、御副驗者實讚僧正同道昭、實靜法印白淨衣、

白袈裟、等率御物付參候、又諸壇阿闍梨公什僧正紅梅淨衣、香、慈順僧正白淨衣、
同、良圓僧正同、但降誕、定助僧正同公什、俊禪法印黃淨衣、白、信耀僧都白

衣、同袈、已上西上北面、五壇阿闍梨於尊教僧正者候簾中、寢殿、雲助僧正白淨衣、
袈、同袈、已上西上北面、五壇阿闍梨母屋西二間開東障子候也、實海僧正同、賢助僧正、實弘法印、同淨衣、白、已上東上北面、陰陽師在

益・在藤・在彥・在文・國弘等朝臣、在濟、已上候南簀子奉仕御祓、在冬、
但事了參云々、淳宣等朝臣不見、遲參歟、

〔頭書〕此外禪助僧正・成惠僧正於道場念誦、不候座也、
此間前左府内々小狩衣、所勞猶不、快、相扶先内々參也、參、每事致沙汰、近習女房等著白裝束白唐衣、

上藤龜甲織物、中、白裳、不摺、
下藤立文知人髮、、
上藤生小葵、非禁色、
上藤、中、下藤生絹、
白生袴、候御傍、二品、對御方、大納言局、散米・土、二條局、洞院前大納言女

師在益朝臣・在藤朝臣・在彥朝臣・在文朝臣・國弘朝臣・在濟等候南簀子、
奉仕御祓、在冬・淳宣等朝、右中將有時朝臣・内藏頭俊言朝臣・左中辨光藤朝

臣・右中將隆賴朝臣・右中將實次朝臣等勤陪膳、尾張守經躬・右少將教行・

左兵衛佐家高等勤役送、
御裝束儀委見差圖、

〔別掲ノ圖十七〕
此ノ位置ニアリ
此間前左府内々小狩衣也、所勞、猶雖不快相扶參也、參、每事口入、近習女房等著白裝束白唐衣、

二品外祖母、
對御方抱御腰、
大納言局散米・土、
前左府召仕仁也、
辨此道練習仁也、
仍内々被召之、
抱御腰、

取續、御祓持參・候御前女房等進退爲輒正不著衣、只白袴許也、御祓
役送女房ハ著衣也、

行長自去夜祇、調進御藥等、石鷲、海馬、鱷皮、熊手、馬髮、弓弦、准胝牛玉加持、自兼日進之也、
隨御氣色塗御腹云々、此間事余不見之、不臨御產所中故也、於寢殿西面二間

邊見物、上皇御烏帽子直衣、、著御下袴御、同於此邊御見物、諸僧加持、三御驗者同時護身、
其聲動天地、寅半剋皇女平安降誕、自寢殿棟上落甄破三件甄兼破之、以麻結之、

隨其吉日自臨間落南庭、主、公卿等不及除地、内裏依可有御混合之故也、此事兼日余
典代率召使取之、出中門外、雖可爲降誕以前、已以楚忽之間遲々了、
神事上、可有御混合之儀治定了、此間有御誦經事、自東面妻戶女房、取祿衣、次第出之、
自兼日宛社々衣等、悉付札了、或五衣、或三衣、二衣、隨社有差別、侍等御衣懸肩入東中

門、渡南庭出西中門於京極面門外、騎馬參向諸社、

諸社
八幡神馬、栗毛敷、付檢校尚清法印、
五衣、松重、

粟田宮 神馬、本所、付神主、二衣、紅梅色々筋、

使 左衛門少尉中原盛經

今宮 神馬、付神主、

使 左衛門少尉中原時朝

安樂光院總社 神馬、鹿毛、二衣、柳色々筋、已上付神主忠久、

使 左衛門少尉源康任

法成寺總社 神馬、教定卿、二衣、白色々筋、已上付神主、

使 左衛門少尉平基宣

諸寺

法成寺 二衣、紅梅筋、付執行、

使 左衛門少尉源聞 兵衛敷、

祇陀林寺 二衣、柳筋、

使 左衛門少尉源康親

千手堂 二衣、紅梅縫物、

使 左衛門少尉平基國 周國、

行願寺 二衣、白縫物、

使 左衛門少尉中原行秀

衣服寺 二衣、

使 左衛門少尉源康親

西園寺總社 二衣、白唐織物、

使 左衛門少尉惟宗行村

後嵯峨院法花堂 二衣、柳唐織物、

使 左衛門少尉源康嗣

後深草院法華堂 二衣、柳唐織物、

使 左衛門少尉藤原親繼

後事大略相續令下云々、其後諸僧止加持聲、

先斯前左府 降誕以後退出、改著冠直衣下紙、歸參、 誦祝詞、其詞醫師注進之、以天爲父、以地爲母、領金錢九十九文令兒壽、 次置錢

於御帳御枕上、前左大臣、役之云々、 錢 太平通寶字、 九十九文納白生袋、以白練、絲爲結、 此間供高枕御座

歟、此間事余不見及、仍不能委記、 次切御臍緒、其儀、差遣侍 助業、無一人、令切兒生氣河竹、

即持參、口徑一寸、長六寸許、 院司左衛門權佐成隆 無禪、 於便所 東面、 造竹刀、實ハ侍助業作儲、成隆如形其由許、

也、刃方只一刃、不 付女房 大貳、 進之、女院即被奉切云々、大治、寬元、建長、母后被奉切之、仍今度如

此、但實ハ二品切之、女院如形懸御手分云々、先是女房以練絲結、 次前左府參、件御胞衣、至臍緒、長五六寸許、次其人置帖紙於手上、其上置御臍緒令切云々、 進誦文、

于參藏日置御座頭、其所立几帳不令寄人、 號善理、壽千歲、 三 次二品抱上新兒、次有御乳付事、先行長獻其具、甘草煎、朱蜜、被合、牛玉、

反唱、入兒左掌、以上三種、 以綿纏指、拭御口中并御舌血、次奉含甘草煎、奉含之、 次取朱密

居一折敷、奉御臂、又以綿沾之、 次奉含牛黃、件牛玉、湯ニ摩天大豆、 以上二品役之、次女院被奉

含御乳、大治、寬元、建長、母后御乳付、 次二品抱新兒入御帳中、如臥、南枕、 即令還云々、已上

以傳說聞之、又次第作載分無相違歟、

御臍緒、御乳付等事、當日必有此事、仍不憚日次、以詞申 有祿事、雖可止於祿者同賜之、先例也、

先斯伴僧等起座了、阿闍梨移著南端座、各北面、任座次著座如元、五壇東上、諸壇西、 階間疊聊引退

之、爲祿路也、先諸壇阿闍梨白綾掛各一領、左大將・新大納言・右大將・春

宮大夫・花山院大納言等取之、近例伴僧料、裹物、大法外於御前不給之云々、

結願云々、布施送壇所、抑賢助僧正、實弘法印祿遲々間空起座、經親、俊光等卿沙汰之分、懈怠、于今無沙汰云々、度々雖責遣不致沙汰、已及數剋之間祿不

足、此兩人進空手退出、此事無沙汰之至、不可說々々々、不可有定日事也、而不致、用意臨期闕如之條、沙汰次第不足、最々如此事尤後日可有沙汰乎、但余不能申行也、 給祿了

給祿了

給祿了

給祿了

諸僧退下、次道昭僧正出母屋簾外、二第、著南庇南階以東座、階東腋間、次實讚

僧正出北杉障子經寢殿東南簀子著庇座、端疊、北面、與道昭僧正大略對、其實淨法印

著道昭僧正東、自實讚僧正座少東二居下也、寬元、櫻井宮階東間、良尊僧正其東間、

端疊、北面云々、准此儀者、實讚僧正與實讚相並著奧座、實淨法印改可著端座、實讚僧正、以上西上南面、房意法印相對良尊僧正候

也、實淨、爲他人、道昭僧正與實讚相並著奧座、實淨一人著端座條頗無便宜、仍今度以折中

儀、如此、自母屋簾中押出御衣、蒲陶染小樹、唐織物、女院御衣也、左大將實泰卿取

之、授道昭僧正、次給御馬、自院御方別被、引之也、黑栗毛、召次所秦延躬・同延方

又一疋、本所、自、左將曹秦久名・右將曹同武弘布衣、等引之、次實讚僧正祿

自階西腋間押出之、薄萌木樹七、紅、單、紅梅表著文、右大將公顯卿取之、取祿了即著座簀子座、

次御馬一疋、黑栗毛、左府、兩召次所引之如先、一疋、白川厚毛、右府、左府生泰清勝・右府生

同久恒等引之、次實淨法印祿自同間出之、練貫柳樹八、紅梅捻合、花、山吹表著、赤色小樹、唐織物、權中納言兼

季卿改著東、帶也、取之、次御馬一疋、鹿毛、實、躬卿、兩召次所引之、一疋、白茸毛、本所、左番長秦

久任・右番長同久澄等引之、次被仰賞、藏人頭治部卿藤朝々臣先就右大將座

下、觸其由之後、至道昭僧正座前仰之、次實讚僧正、次實淨法印次第二仰之、

已上追可申請之由歟、次御驗者等自下藹自取祿退出、道昭僧正祿僧綱一人參取之、道昭

僧正退出之時前左大將以下卿相雲客等悉送之、或留堂上、或至地上即送之、

僧正經二棟公卿座等、弘廂中門廊等下切妻、入念珠堂壇所也、此間給御物付

祿、於東面妻、戶前給之、阿子、紅梅匂、阿子弟子、長壽、款冬匂、同、地藏、松重、已上成隆給之云々、頃之醫師

康、尚忠等內々、於御湯殿上女房給二衣、衣冠、入西中門經庭上、昇南階候簀子、階間頗

給祿、其儀、施藥院使丹波行長、下結、入西中門經庭上、昇南階候簀子、階間頗

候、此間自階西腋間母屋出御衣一領、柳樹、縫物、紅、梅捻合、皆綾、大宮中納言季衡卿取之、給

行長、々々懸左肩下庭上二拜、南階去、一許丈、經本路退下、次陰陽師祿、四位白樹一重、五位同樹一領、

於中門外主典代給之云々、其後余歸休廬、聊休息、及申剋有大法結願事、其

儀、寢殿南廂東第一間敷高麗半帖一枚爲大阿闍梨座、副母屋御簾西面敷之、東西有、余、

仰賴藤卿令敷、直北面也、

御簾方可有御加持故也、第三間以西副南長押敷高麗・紫等疊爲伴僧座、座末紫疊北折、更又折、東、副母屋簾下二帖敷

之、伴僧廿口著座、階間以西二、可狹之由、座主被申之間、次第所作哉、南階、

彈正宰相中將・二條宰相等也、次御加持、隨羅尼衆五人起座、御加持了藤朝々臣

就右府座下仰勸賞事、追可申請由也、抑仰賞事或職事觸公卿上首、其人就阿闍梨座下仰之、今日猶爲職事觸右府、々々起座可被仰歟、次賜布施

其儀、先公卿自下藹起座立公卿座弘廂、次春宮權大進爲宗取織物掛一重、授

右府、々々取之置法親王前、次平宰相惟輔取裏物・伴僧布施、僧綱料絹裏、公卿・殿上人等次第取之、次引御馬、八、

次伴僧等起座、次座主經公卿座南弘廂・中門廊等直被退出、頃之有金剛童子

法結願、其儀同前、今度候座公卿、右大將・西園寺中納言・西園寺新中納

言・三條中納言・平宰相・彈正宰相中將・二條宰相等也、御加持了藤朝々臣

仰賞、先觸右、大將也、次給布施如先、右大將以下取之、次給御馬、鶴毛、北山、秦

武弘・左府生同清勝等引之、次伴僧等起座、道昭僧正經中門廊入念誦堂壇所、

此間自餘法等被仰賞、五壇、各壇、但尊教僧正早出、以狀仰之云々、如法愛染王・如法佛眼・如

法金輪等也、藤朝能向、仰之云々、又諸壇阿闍梨給御馬、尊教僧正、川原毛、左番、禪助

僧正、鹿毛、以右府、生久恒引遣之、公什僧正、鶴毛、以右番、慈順僧正、槽毛、以下前隨、又可留修法

事長隆仰之、以寬元例如法愛染王・烏瑟沙摩・藥師等法、已上三壇也、大法

結願以後、改寢殿御裝束、其儀、卷母屋御簾、垂庇御簾出白几帳、南庇階間

供白緣綾、御座二枚、東西、其西方立四尺屏風一帖、御座巽方立白三尺几帳一

本爲畫御座、南面庇同敷白緣疊、次自此方獻劍一腰、納赤地、錦袋、紅張袴等、納衣篋

白生裏裏之、大治元年、用織物裏、然而寶治、有沙汰被用白生、於新兒方、其儀、使頭少

云々、不知其子細、今度可爲生之由、前左府兼申之、仍如此、於新兒方、其儀、使頭少

將公敏朝臣、帶劍、持笏、於東面取之、女房兼被用意此處、令廳官令持之、一人持御劍、廻御

所北面立西中門外、次權右中辨長隆、持笏、於便所著杵相逢、昇自中門廊入西

妻戶、經同廊東簀子并公卿座二棟等東南簀子、於寢殿西面妻戶下啓事由、此間右大將・西園寺中納言・西園寺新中納言等候弘廂座、次藏人數圓座於寢殿西妻戶前、次長隆朝臣歸出召公敏朝臣、々々取御劍、昇自中門外參進、就西面妻戶簾下傳女房、大納言局、白五衣、々々取之置御枕、次左衛門權佐成隆取御袴、同進入簾中、女房同取之持參常御所方、次公敏朝臣著圓座、進入御劍之後、次給祿、女裝束一襲、白織物、白袷、或用紅袴、藏人橋以為取祿、於中門廊北妻戶下傳右大將、親昵人、禮袴、祿云々取之授公敏朝臣、々々、(マ)祿懸肩降公卿座前南階、進出庭中拜舞、了退、此間賜廳官祿、六丈絹一疋、次撤〔圓座〕、今日所進御劍、於新兒方改入白織物袋、文龜甲淨織物、本所内々□□、先例、或自院被進之時、猶被入白織物袋也、即置御枕上、今日雖可渡訶梨帝・十五童子、日次依不宜後日可渡也、自今日七個日之間不消掌燈、納押桶置便宜所、女房一人守護之、但置常御所間差油等連々、加之、別一人□□守護也、又堂上・堂下栖掃不用帚、以扇拂之、或以机除之、又御鼻員以練絲結之云々、

今日事事々無為無事之上、御產平安、早速無比類者也、當時大慶何事如此哉、幸甚々々、

御湯殿以下日時勘文、今日不宜日次之間、後日可進之由、在彥申之、抑道昭僧正今七個日祇候可候護身之由、上皇有仰、而數日祇候、所勞更發難治之由度々申之、仍以御書猶可祇候之由種々被仰、仍可祇候之由令申云々、自今日不動護摩於壇所可勤仕云々、雜具沙汰人可尋記、

〔裏書〕
今日七佛藥師法結願、原免囚人二人、
字九郎男 延慶三年六月廿六日禁、行知沙汰、
妙玄法師 同年二月廿八日、禁、章緒沙汰、

於御產方不被行之、依楚忽也、別當參陣行此事云々、
〔裏書〕
廿五日、陰晴不定、及晚在彥朝臣進勘文、執事右大將公顯卿令院司内藏頭俊言朝臣進之、女房取之持參御所、有懸紙、無裏紙、入筥蓋、其書樣

擇申今月廿三日寅時御降誕雜事日時
造御湯殿具日時
今月廿七日己巳 時巳
御沐浴日時
同日己巳 時未 可被汲坤方流水、
〔行間補書〕
御藏胞衣日時
同日己巳 時未 可被置坤方、
御著衣日時
三月一日癸酉 時午 可著御綠色御衣、
御剃髮日時
四月廿八日庚午 時午

〔裏書〕
今日參仕公卿
攝政 右大臣 前左大將 早出、
左大將 早出、
土御門大納言 早出、
新大納言 右大將 春宮大夫 早出、
花山院大納言 一條大納言 早出、
春宮權大夫 西園寺中納言 西園寺新中納言 大宮中納言 三條中納言 早出、
別當 平宰相 彈正宰相中將 二條宰相

〔裏書〕
今日渡訶梨帝・十五童子也、
延慶四年二月廿五日大膳權大夫賀茂朝臣在彥
件勘文不返下、止置御所也、今夜三夜儀也、先奉仕御裝束、如御簾自昨日懸改之、非元御簾、新調也、
兼季卿内々祇候、其儀、寢殿南面五個間格子并西面妻戶扉撤之、召工令、公卿座如此事被沙汰、
北妻戶扉同放之、寢殿南面五個間東西 東戶不撤扉閉、之、其上覆簾、公卿座以北一間東南兩

三寸許、

以件吧覆御衣筥二合上、吧末自案足、一尺許餘、以帶各宛筥上下綾一結之、

已上權中納言通顯卿調進之、但納之樣、如本儀者如此可納也、而裏、入帷等皆帖納之、不知故實歟、如何、

又御衣筥二合、

一合納白細長二具、面龜甲綾、裏絹、重一領、上下無差、別、重單衣、綾、在紐組、謂之一具、

入帷一帖、

裏一帖、

一合納御襖襟三條、

入帷、

裏、

已上二合、居鷺足案一脚、

御細長外、皆同通顯卿調進之色目、裏樣不審事等多之、色目・寸法等大略同前歟之間、重不注之、

已上左兵衛督公賢卿調進之、

先御衣案二脚昇立中門廊外簀子、脚別殿上四位〔右〕上藤昇前後事、先例兩樣也、今夜上藤昇前也、左中將有時朝臣昇前、內藏頭俊言朝臣昇後、二人昇之、

入中門廊戶經同東簀子并上達部座東弘庇等立南階東間簀子、〔右〕次今一脚、左中將伊家朝臣・權右中辨長隆朝臣昇之、其儀如先、階間可爲御膳路之間、立東間、有便宜也、

次供御膳、

打敷長八尺、竹斤定、弘三幅、面白龜甲浮文織物、中倍白張絹、裏白單文綾、每繼目押白平組、

榎木螺鈿懸盤六脚面弘方一尺一寸、鐵尺定、有白銅緣、押白龜甲浮文織物、四角立、銀松、懸白組、總角、在銀藥・白玉露、每角垂二筋、裏白瑩也、

御飯筥 四種坏四口

馬頭盤一枚四角有足、 匕二枚

箸二雙一雙銀、一雙木、 御汁器一口

窪坏四口 平盤四口

榎木螺鈿折敷二枚有白銅緣、白瑩摺具、松鶴、不、

御酒盞一口在蓋、尻皖、

漿器

已上執事右大將調進之、

先斯陪膳參議左中將清雅卿取打敷持參寢殿南階簀子、豫陪膳女房洞院前大納言女、白衣儲此處、取之敷御座前、一幅懸御座上敷之、陪膳作法、年少未練、清和卿即進入打敷之後、止候簀子、役送有時朝臣縫腋、・俊言朝臣白襲、・資榮朝臣闕腋、撤、

伊家々々闕腋、螺鈿野劍、持笏懸裾、・雅行朝臣同、・資清朝臣引裾、・維成朝臣同資業、・隆

賴朝臣同資清、等、次第持參御臺、陪膳次第傳取進入簾中、抑供御膳之間、階間御無其儀、仍余度々示其由、而猶有所存歟、不卷之、每度以片手褰御簾進入、所存尤不審也、

供御膳次第

一御盤 御飯筥、

二御盤 四種坏四口、馬頭盤一枚、

三御盤 御汁器一口、箸二雙、

已上御前方一巡居之、以御飯爲左、

四御盤 平盤四口、入燒物、

五御盤 平盤四口、入干物、

六御盤 平盤四口、入菓物、

已上外方一巡居之、以燒物爲左、

折敷二枚

一枚 酒盞、

一枚 漿器、

酒盞三、御盤右方、漿器六、御盤右方二置之、

次御銚子、片口、

役送持參之、清雅卿即進入、御銚子不可進入、直可歸也、仍余即可持歸之由仰了、

追案此事、陪膳已進簾中之上、尙可止乎、

供了清雅卿拔笏退出、此間公卿座置紙、端座人置座後、奧座人置座前、大略如此、但必不然、隨人々所存置之歟殿上

五位・六位、成隆・資教・行高・教行・經躬・爲宗、藏人橋以爲・同以具・

藤原說綱・三善長俊等役之、次藏人長俊持參切燈臺移舉掌燈、便可撤高燈臺、

而不撤之、仍兼季卿令撤之、次藏人以爲持參圓座一枚置攝政座前程、次判官

代、持參筒・篋置圓座上、筒以蘇芳作之、長三四寸許、篋以白木作之、皆六目也次公卿以下持參紙、先藏

人、次五位、次四位、次公卿、置之、自下藤各於本座摺笏取紙一帖、持樣面々不同、

大略中ヲ押折天以兩手持之、帖目、或向我方、或向外方、是又不同也經公卿座末出弘庇、北行入北

第一間長押上、兩三步之後膝行置紙於圓座傍、立サマニ置之、帖目、或向左、或向右而逆退、大

略不拔笏退、左廻・右廻、人々所爲不同、此所儀非御前儀、猶可有公卿方也、然者左廻可宜乎、右大將以下彼一族皆左廻也抑清雅卿紙ヲ數帖

重天持之、此事更不聞及之作法也、於紙持樣者雖有說々、數帖重令持事未曾

有事歟、退之時拔笏、是大宮右府流作法云々、他人不然、但間用此作、法人有之歟又師信

卿端第三番人也、懷中笏、自座前進寄置紙、爲第三番之人之間、自我座其程猶遠、

猶參可經簀子歟、左大將端第一、置紙之時、置笏於右膝下、膝行居之、次擲攤、

是又自下藤次第擲之、今度或膝行、或不膝行、人々所爲不同也、攝政每度取

篋被納筒也、今夜公卿人數多之間、所置之紙多重、仍兼季卿元所置之紙ヲ圓

座傍三押遣天、今所持紙一帖別置之、其後人々大略置其上也、抑清雅卿先令

拔笏者、今度尤持笏參進、（裏書アリ）擲攤之時更可摺笏也、而笏一向不見、若斯懷中歟、

拔笏事已爲一說之上、今度進寄更令摺條、何有子細哉、今又懷中、頗不得其

意者也、若斯諸人摺笏進寄之間、持笏進寄條、又於座令揖之條、共以難治之

間、迷進退令懷中歟、今夜彼卿作法、於事不審多、又不被甘心、爲散後日不

審委記之畢、次公卿等起座、此間上皇御幸土御門准后第、今夜依御方違行幸也、以召次被見剋限、鷄鳴行幸、公卿左大將以下天明之程還御、

今夜廻粥儀不見之、問口俊言朝臣云々、

〔裏書3〕
今夜饗

上達部廿前 播磨

殿上人廿前 備中

女房衝重六十前

卅前 近江

卅前 丹波

侍所卅前 淡路

廳 卅前 石見

廿七日、晴和風拂梢、今日可有御湯殿始儀、早且奉仕御裝束、其儀、先寢殿

以下打出如一昨日、今夜可有五夜之儀之故也寢殿南西庇并二棟南面・西子午廊東南兩面等

懸改御簾、不改寢殿母屋御簾、但御簾等御產自翌日悉懸改了、南庇二個間階間并同東間、爲御湯殿、

懸改御簾、帷不出簾外、均了東西行、但近例不儲別疊、仍只用白緣、爲御湯加持道昭座、

階西間副庇御簾敷小文高麗疊一枚、東西行、但近例不儲別疊、仍只用白緣、爲御湯加持道昭座、

階間御簾卷上之、依可取入御湯也、以上奉行院司長隆檢知之、雜役侍等奉仕之、

午一點左大將、實、右大將、公、權中納言兼季・實衡・季衡等卿各冠直衣、參候

廊座、同剋持參御湯殿具、先仕了十二人、本儀可爲廿人、而寬元以後近例十二人、各著退紅、此內四人著櫻・禪、昇立

西中門外、次主典代、束帶、上安倍資世、著當色持參地鋪二帖、絹一帖、白生絹兩面、

一帖、白細美兩面、次廳官六人、各著當色取御浴具入中門、就南階獻之、其儀、先御

槽一口、長三尺八寸、弘二尺五寸、深一尺一寸、在次置物机一脚、高三尺、長三尺、弘八寸、二階、塗胡粉、白

二兩種、置々物机上西端、但前左府於屏風下受取之、所置机上、退候母屋屏風後、次南
ヲ納也、未練之仁進退不輒之間、如此、
御方故太政大臣公孝公、取御劍・尼勝・御藥一裹・散米等已上納押桶蓋、前行、

打蒔米、置々物机上東端、是又前左大臣於、退候屏風後、御湯役人迎、號東御方、洞院入道相國女、日比候院御方仁

也、此役料白生絹、重著本、參著東床子、裾置打板上、北、先取御藥少分麝香・丁、入御
白地參也、著當色唐衣上、

湯、北臺東第一盆兼渡御前置々物机下層、次取白粉入御湯、次取虎頭入御湯、已上前左府取、次御湯役人號廊御方、故

道中納言實平卿女前左大臣、余仕女也、此役料日比參、同著當色同上、參著西床子、先取
也、於此役強不擇無憚之仁也、於御迎湯可憚之也、

膝覆生絹二重三幅、長五尺許、如袴差腰也、結腰、袴上、次自右股立出右足、自左前幅與小幅之間出

左足、件徒兼一尺許解、內方付劍、推遣左右袴床子南北、以膝覆引掩兩足上、踏槽內少板、

次同人取尼勝、但前左府授之也、御迎湯人以七寶之匏汲東第一盆御湯如波之、如元返置

之、次二品外祖本儀、最前二雖可渡儲寢殿、其間可經數剋之間、實、正剋限二令渡也、且近

散米、次湯殿人受御湯於手、御迎湯人以七寶之匏酌、酌小臺東第一盆湯懸之、戴三度如形洗之、次浴身體、

今度用錢袋之匏也、以上所役、女房五人、著白裝束、唐衣、面龜甲織物、裏綾文菱、中倍平絹、

龜甲綾、同單小葵綾、白裳、同引腰浮織物、裏白張、御湯了之程二破土器、次入內、御湯了之後、

初任人持參御湯襪襪抱之、犀角・御劍以下初役人取之、雖可奉相從、朝夕之

御湯之間不經幾程之間、朝夕之間不撤之也、此間余自簾中示告御湯了之由、

仍右大將鳴絃可退之由仰之、自上薦次第退、次公卿等不起座、依大治例也、但、建治、起座云々、

次供夕御湯、其儀一如朝、但令汲吉方水事依可遲々、朝御湯之間儲之、次御

劍以下本役人次第撤之、公卿自下薦起座了、時申一點也、抑相當反支之間、

御湯汁不波垂地上、儲古賀桶令酌入之後、元永、件桶居西、渡殿、依土用也、次道昭參御

加持也、御護身一時了退出、其後有藏御胞衣事、於寢殿東面判官代長隆致沙

汰、先盆底三錢五文ヲ置敷、以文、爲表、其上二以緋絹裹御胞衣以清水能々洗天裹之、女房

殿中也、裹之、其上置新筆一管、次覆蓋以埴土蓋與盆ノ口ヲ塗塞、以納桶覆

蓋、以布結之、件事侍助業、表冠、役、無憚者也、置御所坤御塗籠中云々、已上事尋聞記之、

今日問次第日時

御祈始日

三月八日庚辰神、佛、

十日壬午神、

十六日戊子神、佛、

御五十日定日

十日壬午

十六日戊子

御行始日

廿五日丁酉

廿七日己亥

御五十日日

四月十三日乙卯

十四日丙辰

立親王

廿二日甲子

廿五日丁卯

御百日定日

同日丁卯

廿八日庚午

御百日日

六月四日甲辰

七日丁未

今夜五夜儀也、前左府儲之打出以下如三夜、豫居殿上饗、

剋限公卿著殿上、

攝政與、公卿等著座之後著座、於障子上上皇御覽之間、經簀子也、左大將端、土御門大納言與、

新大納言端、(伏見)右大將端、春宮大夫端、

花山院大納言與、一條大納言端、大炊御門中納言與、

西園寺中納言端、西園寺新中納言與、大宮中納言端、

三條中納言端、左兵衛督與、平宰相端、

左宰相中將與、二條宰相與端、

此外新宰相中將不著殿上、

次一獻、獻盃國資朝臣、居折敷、瓶子經躬、次二獻、勸盃俊言朝臣、將、瓶子知有、次可居大臣汁

物、而兼可居儲之由、攝政被命云々、且大治元兼居之歟、次四獻、勸盃左兵衛督、以盃不

指、忘御歟如次五獻、勸盃花山院大納言、取次杓、納言此間昇立御衣案於中門外南

庭、奉仕立明、主殿官人十人列立廊東庭、北面、舊例近衛、次諸卿移著廊座、長隆依官人同立加、近例只主殿官人許奉行之、告也、

攝政與、左大將端、土御門大納言與、新大納言端、右大將與、

春宮大夫端、花山院大納言端、一條大納言端、土御門中納言端、西園寺新中納言端、

大宮中納言與、三條中納言與、左兵衛督端、左宰相中將與、

平宰相、二條宰相、新宰相中將不著廊座也、

此間上皇於公卿座以北一間東戶開之、有御覽、女院同御座、次昇立御衣案於南實

人二人、建長、藏人無人數、仍昇之入廊妻戶、立同廊東柱下、長押、次經中門廊并上達部庇、東弘庇、二

子、一脚平宰相前、二條宰相後、昇之立南階東門簀子、一脚左宰相中將

棟南弘庇等、立南階東間簀子、前、新宰相中將後、昇之立第一案東、次供御膳、其儀如三夜、陪膳兼信卿、役送有

時・資榮・俊言・兼高・伊家・雅行・資清・維成・隆賴・國資朝臣勤之、次

上達部座置紙、次藏人三善長俊持參切燈臺立公卿座上、燈臺、殿上人等同置之、次

敷圓座、次判官代、置筒・篋、次公卿以下置紙、如三夜次第、殿上人等同置之、次

納言紙ヲウツフサマニ置也、此置樣尤不審、凡次擲篋、次寢殿南簀子并東弘廂等敷圓

座、五位・六次召諸卿、此間立明官人立上東、南階以西、次攝政・左大將・右大

將・大炊御門中納言・西園寺中納言・大宮中納言等著穩座、次居看物、攝政

資名・賴定・成隆等居之、左大將成輔・家高等居之、右大將教行・知有等居

之、大炊御門中納言以下略看物、次勸盃、土御門大納言、瓶子資名之、次有

時・兼高朝臣著座、二棟前南簀子、此間地下召人著座、賜衝重、次置御遊具、成隆持

參笛蓋置攝政前、次成輔置箏、次知有置琵琶、次家高置和琴、次絲竹和音、

呂、安名尊、鳥破、席田、律、更衣、萬歲樂、已上大治元年例也、所作人、拍子左大將、笙

大宮中納言、笛西園寺中納言、箏篋左中將兼高朝臣、比巴右大將、箏攝政、

和琴大炊御門中納言、御遊之間、上皇於簾中御聽聞、余同之、前左大臣即候

簾中、絃管音整、呂律相應、凡殊勝之由、聽聞輩稱之云々、次賜祿、攝政、

白女裝束一襲衣袴、唐、織物掛一領、臣取之、大納言以下同掛一領、袴一腰、左大將祿

先例藏人頭取之、然而今日不參、仍如此、雅行取之、右大將維成朝臣取之、大炊御門中納言教行取之、西園寺中納言知

有取之、大宮中納言家高取之、次俊言朝臣參、撤攝政祿、自餘自取之退出、

次有廻粥事歟、余窮居之間、不見其儀、休息了、

廿八日、晴、新兒沐浴儀同昨日、今日左大將不參、自餘公卿同昨日、但公秀

卿參也、

廿九日、晴、午剋浴殿儀如先々、今日左大將以下公卿如初日、今夜七夜、(後伏見)予

沙汰也、兼日事等資名奉行之、及晚寢殿以下打出如五夜、所々居饗、諸卿著

殿上、左大將、端、新大納言、端、右大將、端、春宮大夫、端、花山院大納言、端、

一條大納言、端、大炊御門中納言、奧、西園寺新中納言、奧、大宮中納言、端、三

條中納言、端、左兵衛督、奧、別當、奧、平宰相、奧、左宰相中將、端、二條宰相、端、

二條宰相^(行)端、彈正宰相中將、奧、攝政遲參之間且始殿上事、一獻、勸益長隆朝臣、
瓶子藤原邦成、二

獻、勸益惟輔卿、
瓶子爲宗、次箸下、三獻、勸益別當、以益寄座上之時無損、
盃了退之時又不揖、若聊一向忘卻歟、此間上皇於障子

上有御覽、余・前左府等同候此所、次公卿等移著廊座、攝政、奧、內大臣、但

攝政參以前先著奧座、攝政被參之後移著端座也、左大將、端、新大納言、奧、右大將、端、春宮大夫、奧、花山

院大納言、端、一條大納言、奧、大炊御門中納言、端、土御門中納言、端、別當、奧、

平宰相、奧、此外依座狹

長隆朝臣

御衣

一雙 別當

一雙 雅任朝臣

饗

上達部 越前

侍所 常陸

廳 安房

女房衝重 甲斐

已上懷紙相副之、

祿

織物掛

播磨一領

白大褂

和泉一領

參川二領

伊豆一領

近江五領

飛驒一領

出雲三領

備後一領

長門二領

豐後二領

國絹

筑前三疋

今夜僧事、御產御祈賞事注之、

僧正實讚 廣義門院御
產御驗者賞、

實弘 御產御祈金
剛夜又法賞、

權小僧都顯助 前大僧正御產御祈
如法愛染王法賞讚、

自餘略之、

此外道昭僧正不申賞、當時差無可申之事、其上皇女非本意之間、強可
不申入之由、先日對面之次所申也、

又同日除目、施藥院使丹波行長、以丹參膏賞子息尙康任修理權大夫、

卅日、陰、自今日御湯殿雖可渡他所、日次不宜之間、明日可渡云々、未剋許

御湯如例、但撤筥臺一脚并打板等、今日ハ御湯如法ニ雖可被召、御湯殿猶寢

殿間、廣轉之上、風吹之間、今日ハ被召之由許也、不及渡寢殿、破土器之後、

鳴絃遣、自今日鳴絃有堂上、各持弓、件弓、御湯了之後、〔莖〕置御湯殿中便宜所、凡自今日鳴絃二人ツ、〔莖〕結番、殿上人、

其結番 束帶・衣冠
隨時

一番 午子 成隆 教行

二番 未丑 光業 知有

三番 寅申 親賢 家高

四番 酉卯 資教 經躬

五番 戌辰 行高 爲宗

六番 巳辰 成輔 俊藤

〔多九〕延慶四年二月卅日

御湯加持事、自今日侍等結番、入御湯於椽、遣道昭僧正坊〔坊〕、令加持、今日侍景朝爲使、至明日今日の水ヲ置天可用也、〔坊〕御加持水、每日雖可遣其人防、寬元、〔坊〕各日二被遣云々、仍今度爲其儀、〔坊〕自今ハ不及吉方水、御湯殿役人も著湯卷、〔坊〕

三月一日、晴、今日移御湯殿於寢殿東二間東簷、〔裏書4アリ〕構日蔭、〔裏書4アリ〕是可立御湯案之間、今夜可有九夜儀也、〔伏見〕上皇御沙汰、早日先改白御裝束、裝尋常鋪設、寢殿并公卿座上出

纈纈几帳、〔日比白〕几帳也、打出自今日用有色衣、〔裏書4アリ〕裏濃蘇芳、文思々、青單、紅打衣、〔裏書4アリ〕蘇芳表著、〔文浮織〕蒲陶染唐衣、〔裏書4アリ〕庇御座用

纈纈屏風、同尋常屏風、所々饗如例、〔裏書4アリ〕

〔裏書4アリ〕抑押桶、先例給釜釜殿云々、而乾元給女官、今度も可給之由、女官等申云々、然而先例給釜釜殿之由、有所見云々、仍猶給釜釜殿了、但一口止御所也、時尅諸卿著殿上、

攝政 奧、 右大臣 奧、 左大臣 端、

土御門大納言 奧、 右大將 端、 三條大納言 奧、

一條大納言 端、 春宮權大夫 奧、 西園寺新中納言 端、

大宮中納言 奧、 三條中納言 端、 左兵衛督 端、

中納言中將 端、 平宰相 端、 左宰相中將 奧、

二條宰相 奧、

一獻、〔光經持參盃、經躬取瓶子〕次二獻、〔勸盃資親卿、瓶子實益〕次箸下、次朗詠、〔令月、德是〕左大將出之、土御門大納言助音、次三獻、〔勸盃三條中納言、瓶子資名〕次諸卿著廊座、攝政、奧、右大臣、端、左

大將、端、土御門大納言、端、右大將、奧、春宮大夫、端、三條大納言、奧、一條大納言、端、春宮權大夫、端、西園寺中納言、奧、土御門中納言、奧、中納言中將、端、

平宰相、奧、次供御前物、〔今夜打敷蘇芳淨、織物、文龜甲〕陪膳左宰相中將、役送俊言・伊家・資清・國資等朝臣、〔反敷〕及鼻勤仕、此間公卿座置紙、次藏人立切燈臺敷圓座、次判

官代、置筒・篋、次藏人以上置紙、今夜師信卿初指笏經簀子、〔此間依加灸、仍懷中之由相語之由、或人語之、〕次擲攤、內經卿擲攤退之時不拔笏、歸座之後思出拔之、其

後即退出、次公卿起座、今夜相違夜々事、

無御衣、無屯食、無御遊、無祿、無廻粥、今夜事藏人少納言仲定所奉行、

今日新兒有著衣事、吉時午尅也、外祖母二品調進之、即被進御帶、〔自御著帶之、帶、納御衣篋、御著帶時納御帶衣蓋也、御帶、〕裹赤色織物裹、女房二條局、〔白五衣、赤色、〕自今日著、取之、自寢殿西面妻戸間出之、權右中辨長隆朝臣、〔東帶、〕取之出中門

廊、令廳官令人長櫃、〔長櫃長隆朝臣、廳令用意也、〕令持仕丁、〔著退紅、裝束、〕廳官相副向二品第、春日、於

彼第內藏頭俊言朝臣受取之云々、即染綠色、〔在彥兼注、中其色也、〕張之、二品手自裁縫之、

如元納御衣宮進御所、其儀如先、前左大臣、〔烏帽子直衣、今日內々、自今朝祇候、仍上結也、〕參令著之、

依爲吉方令向東方、故令著之後即脫之、令著小袖、〔內々前左、府調進之、〕今日撤白几帳也、

又所留修御祈三壇、今曉結願了、

抑勝光明院寶珠今日被返納寶藏、院司顯範卿・資清朝臣等參內、上皇被付

御封、今日即有御拜見、

八日、追獻神馬於六社、所謂松尾・住吉・梅宮・貴布禰・新熊野・西園寺摠社也、長隆申沙汰也、

十六日、晴、今日七瀬御祓也、未剋許長隆參催促使々、折櫃陰陽師等内々進

之、女官進御湯殿上、此事不可然、藏人取整自臺盤所可進也、仍余召長隆仰（後伏見）其由、藏人忽申出折櫃等、取整自臺盤所進入、女房取之、則於臺盤所令著衣（此事已丙々進御湯殿上、雖不可及沙汰、爲後例不可然之間、余如此張行、今日寢殿不及覆簾、又西妻戶扉不撤之、御撫了、次第整置之、寢殿南面五个間、西妻戶、同北間女房出袖、如大治記者、但今度新調有其煩之間、以略儀通用、此外別無殊事、申二點上皇御幸、於寢殿御覽、九夜衣、仍皆同色也、袴許調加之、裏紙、入筥、

先之長隆覽日時勘文、有懸紙、無、

其書樣

擇申可被行七瀬御祓日時

今月十六日戊子 時申

延慶四年三月十六日大膳權大夫賀茂在彦

自臺盤所進之、女房（大納言局、廣義門院藤原寧子）取之覽女院、御覽了返給之後、長隆下主典代

資世、女院主（典代）次余召長隆、御撫物等次第可置南簀子、自階間女房出之、以東爲上、二

土御門・一條・河合等、次第並置之、弘蓋自元用意之、御（條・大炊御門・中御門・近衛、單・打裏等今度新調、御乳父未補之間、前左府調進之、）次使々次第參自上臈取之、資外取出折櫃、入蓋下持之、資名ハ不然、乍納持之、又顯親自中門廊指笏參進、餘ニ早速ニ指儲歟、爲此儀、尤自宿所指笏可參歟、比與々々、此外行高持笏、自餘不持笏、抑成隆不帶劍、大治、有沙汰、爲衛府輩帶劍也、但件事顯隆御不於中門廊妻戶外給小使廳官、々々給甘心之由、見朝隆卿記、仍成隆存此儀不帶劍歟、仕丁、瀨別廳官一人束帶、一仕丁、人、著退紅裝束、一人持袴、一各次第發遣白川原、

二條（使右少辨資名、小使廳官紀職氏、陰陽師曆博士賀茂在實）

大炊御門（使藏人兵部權大輔賴定、小使廳官重宗、陰陽師前大舍人頭賀茂在夏朝臣）

中御門（使藏人兵部大輔顯親、小使廳官紀職幸、陰陽師内匠頭賀茂在文朝臣）

近衛（使左衛門權佐成隆、小使廳官紀氏兼、陰陽師大膳權大夫賀茂在彦朝臣）

土御門（使勘解由次官行高、小使廳官中原盛長、陰陽師主稅頭安部淳宣）

一條（使尾張守經躬、小使廳官中原清種、陰陽師天文博士安部國弘）

河合（使春宮權大進爲宗、小使廳官紀康世、陰陽師西市正賀茂在宇）

任大治例不加代厄也、

秉燭程使々歸參、自寢殿階間進之、抑今日依大治元年例、公卿等可著座之由、支度之處、皆以所勞、可爲只二人、而二人有憚子細、仍一向略之也、

又自今日任大治元年例行不動・延命法、不動道昭僧正、延命尊教僧正等勤仕之、各本坊（任官功云々、）被出御衣、藏人申出之、

十九日、今夜於此院殿上定御五十日雜事、蓋用大治元年例、權右中辨長隆奉行、剋限院司公卿權大納言公茂卿・權中納言兼季卿・權中納言公秀卿等著殿上、已上三人皆端座、公茂卿以藏人召四位院司俊言朝臣、仰御五十日日時可令勘申之由、

俊言朝臣召大膳權大夫在彦朝臣（兼參候下侍也）、令勘之、勘文入筥持參、公茂卿見了置座前、次藏人橘以爲依上首公卿命持參切燈臺、立公秀卿座前程、臺盤下方立

常燈取之、切燈臺（脱アルカ）、高（燈臺不撤之、猶可撤乎、）次持參硯・續紙、件硯居柳筥、例文一卷大治、續（紙二卷・土代書之、等盛加之、）置公秀卿座

前、次公秀卿取例文授兼季卿、次第見上、此間公秀卿摺墨染筆、卷返續紙置座前、取笏氣色公茂卿、次公茂卿續土代（讀）、三詞許、公秀卿書之、故書之、所書儲定

書了次第見上之、次公茂卿入加定文并日時於一筥、以俊言朝臣奏之、於東面妻戶下女房（別當）、取之持參、余披見之、（後伏見）

日時勘文書樣（有懸紙、無裏紙、）

擇申御五十日時

四月十三日乙卯

時午

延慶四年三月十九日大膳權大夫賀茂朝臣在彥

定文書樣

定

御五十日雜事

一、御前物

左大臣

一、皇女御前物

御臺六本 可用銀器、

一、女院御前物

懸盤六脚 可用銀器、

已上行事俊言朝臣

一、折櫃物五十合

親繼 親藤

重光 泰景

章仲各十合、

一、饗

上達部廿前 正職

殿上人廿前 同、

女房衝重六十前

卅前 忠有

卅前 季雄

侍所卅前 言秀

廳卅前 久俊

行事長隆朝臣

一、屯食

盛屯食十具

荒屯食十具

行事爲宗

一、祿

上達部 大掛

殿上人 衾

召人 疋絹

行事家相朝臣

延慶四年三月十九日

任大治例、不返下、止御所也、今日御持僧事仰道昭僧正・尊教僧正・禪助僧

正等、以長隆奉書仰之、

書樣後日相尋注之、

可令候姬宮夜居給者、依新院御氣色言上如件、長隆恐々謹言、

三月十九日 權右中辨長隆奉

●第六卷

〔外題〕廣義門院御產御記 延慶四年三月(下) 四月 六

〔舊外題〕御產御記第六 延慶四年 御行始 御五十日 墨付已上 二十二枚

三月廿五日、丁酉、新兒行始也、自去夜雨降、朝間頗雖有其隙、自己剋許猶灑、仍延否間事、自持明院殿以御書有御尋、又關白以下內々不審申、聊伺霽

間之間、無左右未延引、而自已剋許陰雲漸散、甘雨迎晴、此間上皇并永福門院內々入御、天氣屬霽、早々可申沙汰之由、上皇召長隆被仰下、仍供奉人等面々令催促、未一點供奉人等皆參、先之長隆覽日時勘文、自臺盤所付女房進之、入筥、有懸紙、無裏紙、其書樣

擇申

可有渡御持明院殿日時

今月廿五日丁酉 時午

延慶四年三月廿五日大膳權大夫賀茂朝臣在彥

(後伏見)余見了返給、長隆下廳歎、此間寄出車於一對西妻、俊言・隆頼等朝臣扶持之、

又邦賢內々參刷出衣、各乘車之後、出京極面北門南行、大炊御門西行、列立

京極以西南頭、東上北面、立榻、前驅等相從云々、次大膳權大夫賀茂在彥朝臣自東方參進、奉仕反

閉、退下之後、主典代給祿歎、次公卿新大納言爲兼・三條大納言公茂・花山院大納言家定・

春宮權大夫雅長・西園寺新中納言實衡・三條中納言公秀・別當具親・新宰相

中將兼信・二條宰相資親等列立南庭、北上東面、大治、院、宮兩御方公卿各別列立、而今度、兩御方供奉人悉可列立之由、上皇有御

氣色、仍兼季卿以主典代資重仰其由、次寄御車於南階、兼儲打板・疊、几帳・屏風等、土御門大納言西、西園寺中納

言東、等參進寄御車、權右中辨長隆朝臣付轅、次新兒乘車、二品紅梅匂掛八、勝單、紅打衣、

柳表著、赤色唐衣、文桐唐草、藤、抱之、但對御方蜜々抱之、依爲內々儀只、著單生袴也、南御方德大寺故相國女、薄萌木掛七、紅單、紅梅表

著、赤色唐衣、紅打衣、持御弘蓋、納御劍・尼勝、御服・散米等、乘御車後、此間公卿跪地、次引遣御車、暨

立東中門內邊、西面、廳官東帶、已上猶付御車、次寄車於南階、此間右大臣・土御門大納言、西園寺中納言等加列、關白自西方

參進寄車、右馬頭茂賢朝臣・左少辨親時等付轅、主典代二人資重、衣冠、廳

官等布衣、同付轅、先之隨身渡東候南階東砌、北上、次余烏帽子、直衣、堅織物薄、色奴袴、青衣、紅單、白

下袴、無服、身固兼內々女院(廣義門院藤原寧子)柳樹八、紅單、裏款冬表著、相共乘車、隨身發前音、此間

有之、在彥參仕之、紅打衣、赤色御小樹、唐織物、供奉人前行、於門前各騎馬、次引出車於西中門外、懸牛、

路次行列

此方供奉人

先殿上人、爲先下臈、束帶、

左近將監藤原邦成童一人、隨身二人、小雜色二人、舍人一人、

右衛門尉橘以爲童一人、小雜色一人、舍人一人、此兩人共爲內藏人、仍共著青色袍、

左兵衛佐家高隨身二人、童一人、小雜色三人、舍人一人、

春宮權大進成輔小雜色三人、舍人一人、

右衛門佐家俊隨身二人、童一人、小雜色三人、舍人一人、

勘解由次官親賢小雜色三人、舍人一人、

右衛門權佐光業隨身二人、看督長二人、火長二人、小雜色三人、舍人一人、

藏人少納言仲定小雜色三人、舍人一人、

左少辨親時朝臣同前、

左少將國資朝臣隨身二人、童一人、小雜色三人、舍人一人、

前兵衛佐家顯朝臣童一人、小雜色一人、舍人同前、

左少將濟尹朝臣隨身二人、小雜色一人、舍人同前、

少納言行房朝臣童一人、小雜色一人、舍人同前、

右中將資清朝臣隨身四人、童一人、小雜色三人、舍人二人、

左中將親康朝臣隨身四人、童一人、小雜色四人、舍人一人、

右馬頭茂賢朝臣小雜色三人、舍人一人、帶革緒劍、仍不具隨身歎、

右中將有時朝臣隨身三人、小雜色一人、舍人同前、

藏人頭治部卿藤朝朝臣小雜色四人、舍人二人、

次公卿、爲先下臈、

左宰相中將爲藤直衣、小雜色六人、舍人二人、

彈正宰相中將親房束帶、隨身四人、小雜色六人、舍人二人、

三條中納言公秀直衣、小雜色、舍人同前、

春宮權大夫雅長同、小雜色六人、

花山院大納言家定同、小雜色八人、

三條大納言公茂同、舍人、居飼、小雜色六人、

新大納言爲兼同、小雜色六人、舍人二人、

右大臣同、舍人、居飼、如木雜色二人、番頭、

次居飼六人、二行、

次廄舍人六人、二行、

次隨身、布衣、冠、

右番長秦久澄 左番長同久任

右府生同久恒 左府生同清勝

右將曹同武弘 左將曹同久名

次車、網代庇、

車副八人稱警蹕、白張、大治裝束、二藍也、然而今度、只可爲白張歟之由、上皇有御氣色、

牛飼、持榻候右鳶尾外、

仕丁、持兩皮有車左方、

御壺召次、持沓、居柳筥、

次下臈隨身、

秦久文 同重弘

同久好 同弘躬

同兼秋

次後騎院司、

西園寺新中納言實衡直衣、舍人、居飼、小雜色六人、

次御後官人、

大夫尉幸繼 左衛門尉藤原光忠

次宮供奉人、

殿上人爲先下臈、

左衛門少尉三善長俊童一人、小雜色三人、舍人一人、

右少將教行隨身二人、童一人、小雜色三人、舍人一人、

勘解由次官行高小雜色三人、舍人一人、

藏人兵部權大輔賴定 同前、

右少辨資名 同前、

權右中辨長隆朝臣小雜色六人、舍人一人、

右中將實次朝臣隨身四人、童一人、小雜色三人、舍人一人、

左中將隆賴朝臣隨身四人、舍人一人、小雜色同前、

左中將公脩朝臣隨身四人、童一人、小雜色同前、舍人二人、

左中將雅行朝臣隨身三人、小雜色、舍人同前、

右中將伊家朝臣隨身四人、童一人、小雜色同前、舍人一人、

內藏頭俊言朝臣小雜色三人、舍人二人、

右中將資榮朝臣隨身三人、小雜色三人、舍人一人、

藏人頭右少將公敏朝臣舍人、居飼、隨身二人、童一人、小雜色四人、

次公卿、

新宰相中將兼信束帶、隨身四人、小雜色五人、

二條宰相資親同、小雜色六人、舍人二人、

別當具親直衣、淺黃織物奴袴、帶劍、看督長四人、火長四人、舍人、居飼、小雜色八人、

西園寺中納言兼季 直衣、舍人、居飼、小雜色六人、

土御門大納言通重 同、舍人、居飼、雜色六人、

次車、唐鹿、

御車副八人 稱警蹕、白張、大治裝束、二藍也、然而今度、只白張也、

牛飼、持榻、

仕丁、持雨皮、

御壺召次

次後騎、

左衛門權佐成隆 隨身二人、童一人、看督長二人、火長二人、小雜色三人、舍人一人、如木雜色一人、

次御後官人、

大夫尉利國 左衛門尉惟宗盛高

次出車、檳榔毛、

一車 爲兼卿獻之、

一條局 洞院前大納言女、

二條局 同、

出衣 紅薄様、白單、柳表著、赤色唐衣、

前驅左衛門少尉中原行秀

二車 師信卿獻之、

大納言局 公行卿女、

出衣 紫匂、紅單、裏山吹表著、青色唐衣、

新大納言局 同、

〔行間補書〕
前驅左衛門少尉惟宗行村

三車 兼季卿獻之、

左衛門督局 光泰卿女、

出衣 紅梅匂、勝單、萌木表著、款冬唐衣、

右衛門督局 宗冬卿女、
實八宗實朝臣女、

前驅左衛門尉藤原助業

四車 季衡卿獻之、

兵衛督局 賴成卿女、

出衣 柳、紅單、紅梅表著、蒲陶染唐衣、

治部卿局 兼有朝臣女、

前驅左衛門少尉藤原宗種

五車 公賢卿獻之、

新大夫局 俊衡入道女、

出衣 松重、紅單、紅梅表著、蒲陶染唐衣、

少將局 春衡朝臣女、

前驅左兵衛尉源重隆 已上女院侍、束帶、

次下北面衆、

筑後守師景 石見守景繁

左衛門尉源重季 藤原信義

源康清 平基周

中原景朝 藤原親繼

藤原信賢 源康嗣

藤原知清 源聞

關白自閑路參會、不行列也、幸路、大炊御門西行、富小路北行、中御門西行、東洞院北行、一條西行、室町北行、至持明院殿東門出車列立摠門內、門北頭追、南上西面、立榻、出、此間公卿列居門外北方、西上、隨身暫候轅左右、於門前數剋、車不可下車之故也、是上皇蜜々於一條東洞院棧敷有御見物、還御之後可下車之由、有仰之故也、仍奉待還御、頃之還御云々、即下車、四位別當茂賢朝臣開鞞戶、親時朝臣立榻、關白參此處褰車簾、藤朝々臣獻沓、隨身發前音、經筵道上、親房卿取劍相從、即昇中門外沓脫、入自同廊南戶、經對代南弘廂・透渡殿等、入寢殿東

面妻戶、隨身隨步發前音、女房東御方、洞院、親房入劍於簾中、此間公卿等列立南庭北、次引入女院御車院司并主典代、廳官等引之、寄南階、打板几帳、屏、關白

參進寄御車、女院下車之後、御車暫引遣之立西方副西山東面、立之、立榻、次宮供奉人加

列、次引入御車於中門、寄南階、通重兼季公卿寄御車、如先下車之後、御

車引遣立歸代車南頭、次公卿等著殿上兼居襲、不經時刻之間、無勸盃、且大治例

自寢殿西面妻戶被出贈物比巴一面、納青地錦袋、通重卿取之、進跪南階問簀子

稱物名、更東行於透渡殿東頭授長隆朝臣預人也、長隆取之賜本所廳官、令渡

御所歟長櫃等事、親時兼、其後不暖座、先寄女院御車此間小雨灑、然、乘車之後

引出中門外、次余出東面妻戶、關白褻簾、隨身發前音、於中門廊乘車此事々

然而依、次宮供奉人列立南庭、寄御車於常磐井、關白右府共早出之間、通

重卿可寄車之由、上皇兼有仰、為宮供奉人之間遲參、仍為兼卿寄車于時公卿

此事余就為上首不思分仰其由、退案此事、公茂實衡等卿、尤以聖目可應召也、御車寄更不可

依上首、尤失錯也、彼兩人定殘所存歟、云當時云後代、可有傍難也、鳥羽院御時、顯賴卿閣可

然之輩應召事等多之、但彼別段事歟、為向後記之耳、下車儀如先、今日陰晴不定、依雨可令延引歟之由、

已有沙汰、然而屬晴之間、遂以有此儀、抑大治元年御行始日、天氣如此、自

然相叶彼例者歟、
延慶四年

四月十四日、丙辰、天晴風靜、今日新兒五十日儀也、昨日五十一日也、日次

宜之由、在彥兼令申、仍可有此儀之處、關白所勞、參之條不可叶之由被申之

間、為今日也今日自元、權右中辨長隆奉行也、大宰帥賴藤卿衣冠、參、同諸事

口入、御裝束自昨日奉仕之、寢殿母屋三箇間南庇三個間敷滿長筵、南庇敷筵、置鏡

子、南西簀子并二棟南弘庇子午廊東弘庇及中門廊等同敷滿弘筵、母屋三箇

間卷御簾、中央間敷纏綱疊二枚、其上敷龍鬚地鋪二枚唐錦茵等、為兒

座、同東間敷同疊大治雖用高麗、常儀纏、龍鬚茵等為余座、置間、可供御前物之故

也、寢殿南庇東鳥居障子西面西鳥居障子東面并南西兩面庇、二棟

南面日來公、子午廊御座、東南二面歡喜定院西南二面并西中門南廊、東北二方

覆翠簾至一種公卿座皆用緋懸緒、寢殿南西二面用緋、寢殿南西庇每間敷高麗疊、立四尺几帳、階間立二本、

帳付手、改御裝束之時、南面四個間除階、西面二箇間、女房出彩袖躑躅五衣、白綾

可移立母屋之故也蘇芳表著、又鞠裝、松葉唐衣、殿上敷弘筵、簡·辛櫃·臺盤等如例、豫所々居襲、殿

臺盤所、女院侍所、同午剋許上達部漸以參集、余著裝束冠直衣、若鷄冠木衣、衣下

廳、已上諸國所役、織物奴袴須幾、白下袴、無腹白、取夏扇、影扇、此間永福門院章義門院·廣義門院

御幸、御同、被寄御車於西面、余幸寢殿方、此間前左府冠直、候寢殿、今日儀等

相談之、先斯餅五十果盛土器、入折櫃在蓋、居士高坏、長隆朝臣自臺盤所進

之、女房大貳局、五衣、生袴、取之、暫置折櫃於臺盤上有顛倒之恐之間、不、仰遣

買市餅事、當日早且廳官一人紀康世、束帶、向東市上十五日東市、買餅、兼日下行料米

廳沙於市令史、令用意之、於市姬社申祝、渡廳官也、廳官受取之歸參路間仕

持楮前行、稱警蹕、又一人持餅折櫃以上釜殿著退紅役之、於子午廊南階頭長隆取上之、獻臺盤所也、進物所

預宗後遲參之間責伏、長隆召儲進物所邊、次大貳局於初所給市餅於長隆、

々々取之持向進物所、仰預令盛之後、得選取之持參、自西面方內々進女

房本役、其體、餅五十果盛銀坑一口、大、又銀坑一口可入餅殘料、只各居蒔繪御

盤一枚、以上銀器、御盤等匙一枚長六寸、箸一雙長八寸、摩古木一長三寸、以上以

云、居樣器上、同加盛御盤、片口銚子盛漿煎、所、同相具之、大貳局取之暫置

臺盤所臺盤上、此間上皇御寢殿、余候御前、入道相國今日蜜々為見物出京、

有泉屋云々、即可召之由、被仰前左府者、入道長絹衣、香袈裟、參候寢殿東一間、暫

御對面之後退出、次上皇召長隆被仰下云、公卿等大略令皆參歟、然者早可始

殿上儀者、長隆仰其由□□殿上人、關白內府、左大將實泰、土御門大納言

通重、京極大納言爲兼、右大將公顯、三條大納言公茂、西園寺中納言兼季、西園寺新中納言實衡、大宮中納言季衡、三條中納言公秀、左兵衛督公賢、平宰相惟輔等也、一獻、右馬頭茂賢朝臣持參盃、尾張守經躬取瓶子、二獻、勸盃頭治部卿藤朝々臣、瓶子藏人橘以爲、次可居汁物、而依大治例大臣以下兼居之云々、次箸下、三獻、勸盃西園寺中納言、臥著揖、退座出下侍方、取盃至關白座上、不揖、傳盃於關白之後、拔笏揖退云々、大治通季卿所爲如此、瓶子右少將教行、以上以傳說記之、殿上儀始之間、內藏頭俊言朝臣參公卿座邊、御膳何程可供哉之由申之者、前左府早々可供之由示之、次供兒膳、宰相中將親房爲陪膳、於公卿座南弘庇取打敷、蘇芳二重織物、地鶴丸文中倍薄物、裏單文薄物、每持參、就南階間簾下供之、陪膳女房、故德大寺相國女、五衣物、織目有伏組、垂玉藥、藏人傳之、但御座母屋之間其程遠、仍未練陪膳每度以御膳起座、可有失錯、取之敷御座前、之問、余仕女別當局役科之令職候也、密々取御臺等、御座前三連置、親房卿進打敷之後、階間御簾一許尺卷之、可進入御膳之故也、次第供御膳、蒔繪御臺六本、御右大將調進之、御臺面同黒、第一、銀御箸臺、上置同御鶴ノ浪松時之、懸黃伏輪、第一、箸・匕等、棗具之、右中將有時朝臣持參之、第二、唐菓子、右馬頭茂賢朝臣持參之、第三、同、右中將伊家朝臣持參之、第四、色々餅、左中將隆賴朝臣持參之、第五、同、左中將實次朝臣持參之、第六、木菓子、左中辨光藤朝臣持參之、已上用銀器、同御盤一枚、漿院居之、左少辨親時朝臣持參之、供了親房卿退去、此間折櫃物五十合納長櫃五合昇立中門廊東庭、北ッ上、東西行、件野筋ッ畫、巖・鶴・龜等件之、左右立板并蓋ニ彫洲濱、餅、次供市餅、其儀、大貳局自西ノ上ニ銀鶴、龜立之、但實ハ非銀、以木作之、押薄敷、著退紅仕于一入ッ界之、面給市餅於長隆、々々於西面簀子摘切餅五十果盛銀坑、所殘之餅入、今一口銀坑、如元居盤返上之、大貳局取之相具片口銚子、持參寢殿傳陪膳女房、々々々漿剪ヲ摘切餅ヲ所入之銀坑ニ少分ヲ入テ、摩古木ヲ持テ餅ト漿剪トヲ摩合テ、居第一御臺上、等同置之、次殘餅御盤并片口銚子等大貳局暫置臺盤上、次余可幸寢殿、先斯

於西面召資名、仰可候共之公卿等、以大治例、資名出殿上相觸、關白以下依其告參西面簀子、隨身褌衣、垂袴、壺胡錄、兼候西面中門內、東上、次余出自部間、關白褰簾、隨身等發前音、關白、內大臣、左大將實泰、右大將公顯、一條大納言內經、西園寺新中納言實衡、已上扈從、余自中門廊北面戶經子午廊東弘廂、二棟南弘廂及寢殿西南簀子等、入南面階間、關白褰簾、隨身發前音、路間隨步、稱警蹕也、隨身等退候寢殿南庭東方、北上、次關白、內府歸著殿上云々、大治、候御共公、卿悉歸著殿上也、次兒出座、實子入道中納言實平卿女、著五衣、張袴、號廊御方、余仕女、抱之、兒著唐織物細長、須著白織物細長也、而唐織物違先規、此細長自院御方被調進、而調進人誤如此調之云々、然而期日迫之間、不能調改被用了、且前左府ニ被仰合之處、雖不可然、可調改無日數之上ハ、只可被用敷之由計申云々、孝子持御弘蓋、陪膳、次余以木匕餅三度令合之、所置御盤銀坑與木匕、此間兒向生氣方、東方、次余并兒歸入、女房別當局、役科之令職候也、小兵衛督、已上五衣、生袴、內々撤御前物持迎臺盤所方也、次改御裝束、勘解由次官親賢・行經等役、藏人等參進垂御簾、母屋、卷南廂中央三個間御簾、寶治、今出川第儀、寢殿東一之、有沙汰云々、而常磐井入道相國中行、猶南廂四個間許令卷之云々、仍兼如元立東西鳥居障子西一二間、鳥居障、東一間、鳥居障、各不卷之云々、仍今度も中央二個間許可卷御簾之由、可作載次第之由、前左府兼令申之、大治又中、撤廂疊、几帳等、又打出暫引入之、南面東西各一間并央三個間卷之云々、旁可然敷、厚圓座、二棟南弘廂西如、母屋東間所敷座移階間廂、今度東西、行敷之、餘御前座之人爲著、第一二三個間敷高麗疊六枚、奧・端、爲上達部候所、座也、大治如此、次前左府自簾中召長隆、關白可被參之由、可申之由示之、余出之時可、褰簾之故也、次關白參、余出母屋中央間、關白褰簾、隨身發前音、關白則著簀子座、次以藏人頭藤朝臣召諸卿、關白傳、次內府、左右幕下、三條大納言等、已上實、西園寺中納言、西園寺新中納言、大宮中納言、左兵衛督、平宰相、源宰相中將、左宰相中將、二條宰相、新宰相中將、已上弘、關白傳、等各著座、次居衝重、藏人兵部權大輔賴定役之、次三

條大納言起座勸盃、右少辨資名取瓶子、此間關白衝重ヲ被落高欄下、公茂卿經公卿前至關白座上持盃、一揖飲之後、入酒傳關白、々々飲了、內大臣以下巡流如恒、資名內府許入之後退歸、次公茂卿拔笏揖、經本路復座、此間內大臣起座退出、次右大將起座、於中門廊北妻戶外解劍歸出公卿座南弘廂、摺笏取打敷、蘇芳二重織物、文以下如注左、藏人右衛門尉橋以爲傳之、公顯卿經公卿庇東弘廂并二棟南簀子等至階間長押下、膝ヲ突テ頗膝行シテ、昇長押テ打敷ヲ前ニ横ニ置テ、引披テ座前ニ敷、北ノ端一幅ヲ疊ノ上ニ敷懸ル也、敷了頗逆行シテ、簀子階間ノ東ノ柱ノ下ニ、乾向ニテ引寄裾テ置後、不拔笏龜居ニ居、次供膳、紫壇地螺鈿懸盤、六角、四角ニ總ヲ結、面ニ綾ヲ押也、左大臣調進之、先平宰相惟輔持參第一盤御飯、有蓋、跪公顯卿前、公顯卿取之膝行、昇長押居打敷東方、余座左方也、逆行如本候、每度如此、、、、、、惟輔取蓋退歸、仍不拔笏、次源宰相中將親房持參第二盤、四種、馬頭盤、箸、匕、其儀如元、公顯卿取之置第一盤西、次左宰相中將爲藤持參第三盤、窪盤、四種、公顯卿取之置第二盤西、次二條宰相資親持參第四盤、物干坏、公顯卿取之居第一盤南方、次新宰相中將兼信持參第五盤、公顯卿取之置第四盤西、次富小路三位中將季雄持參第六盤、公顯卿取之置第五盤西、次彈正三位教定持參汁物盤、紫壇地折敷居也、菜四坏、汁一坏、在中央、公顯卿取折敷進昇、取汁物坏居西第一盤、第三盤也、追物中取魚二種置第二盤、取雉一種置第三盤、次公顯卿取空折敷返給教定卿、々々取之退歸、是又持折敷之間、不拔笏也、次三位中將季雄持參酒盞盤、公顯卿取之、乍居折敷居汁物盤西方、次教定卿持參銚子、公顯卿退歸了、可持歸之由、令氣、役送人不足之間、下藪兩度反鼻役之、御膳供樣如此、

(別掲ノ圖十八、此ノ位置ニアリ)

次公顯卿拔笏起、不揖、經簀子當眼路、踏居、於初所帶劍、歸著本座、次可有御遊、而土御門大納言遲參、爲所作人之間暫相待之、于時亞相參加著座、左大將下、右大將上、此

間地下召人著南砌座、南階以西砌、而公卿後程也、御遊所作人等著簀子座、關白、左著座、西園寺中納言、西園寺新中納言、左兵衛督等也、次置御遊具、大將自左中將有時、左中將兼高朝臣著二棟南簀子、不敷圓座也、少輔賴定置之、關白、箏勘解由次官親賢置之、琵琶勘解由次官行高置之、

左少將教行置之、次絲竹和音、安名尊、鳥破、席律、萬歲樂、更衣、拍子、左大、笙、土御門、西園寺、篳篥、兼高、朝臣、琵琶、西園寺新中納言、箏、關白、和琴、初度所作、付哥、有時、朝臣、次給公卿以下祿、關白料、白織物掛、藏人頭藤朝々臣取之、不及置

令歸、納言、參議、同掛各一領、五位殿上人等一兩度取之、次左大將以下、自取關白一人留座、退去、次余起座出階西間、今度階間、有御膳等間、關白以下扈從如前、但內大

條大納言早出、經本路入西面、次五位殿上人等參進、改御裝束、先是御膳等藏人撤其外如前、仰本役人撤之云々、其儀、如初卷母屋簾垂庇簾、然而近例不然歟、出衣、几帳如初、但御座尙如

元有庇、但女院出御臨期、女房內々撤御座二帖、是御前物供之時、陪膳、次女院、衾子掛五、女房可候御座前板之間、御前物可供之所狹也、仍密々撤一帖也、引倍幾、青朽葉表著、文撫子筋、著御庇御座、次御膳、大宮中納言季衡取打敷、織物

文以下、二藍御小掛、又同、紅張袴、持參之進簾中、陪膳女房、兒陪膳、取之敷御前、持之、一御臺左中將有時朝臣、二人也、二御臺右馬頭茂賢朝臣、三人也、三御臺左中將伊家朝臣、四人也、四御臺右中將隆賴朝臣、五人也、五御臺左中將實次朝臣、六人也、六御臺左中辨光藤朝臣、御汁物權右中辨長隆、

御酒盞左少辨親時朝臣等持參之、御銚子又有時朝臣持參之、不供之也、御膳式目一如此方、仍不委記、供了季衡卿退、次女院入御、于時申、次市餅殘令埋

吉方、東方云々、無禪、又折櫃物等獻所々、院御方、此方、廣義門院、新兒方、前左府等也、原清種相副、侍景朝、參持明院殿、院御方、此御方、女院三方分親賢爲使、廳官中方、前左府使廳官紀宣直、兒今日事、每事無爲無事、無一事違亂、喜悅々々、永

福門院先還御、上皇及晚還御、余、廣義門院同之、今日雜事、諸國役、一、折櫃物

參川 出羽
 美作 安藝
 長門

已上各十合

一、所々饗

上達部廿前

遠江 十前、

阿波 十前、

女房衝重廿前

遠江

侍所廿前

攝津

廳三十前

出雲

一、祿

織物掛

美乃 一領

陸奥 一領

大掛

伊勢 一領

若狹 一領

備中 一領

筑前 一領

疋絹

加賀一疋

出雲二疋

一、弘筵

播磨二枚、伊與六枚、

土左三枚、

此外主典代資重十枚

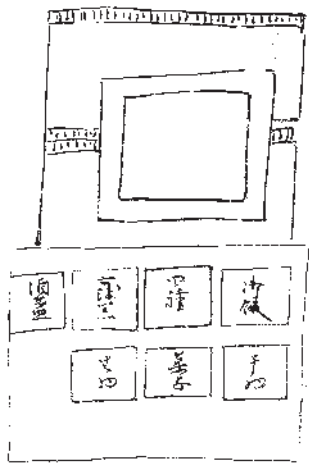
資世五枚

一、圓座

讚岐國所課

御裝束儀委見指圖、

(圖十八)



南

以上御座儀力止不備在座下上御座儀力止不備在座下

(解題)

一 後伏見天皇

当紀要の前号および本号で全文を翻刻してきた伏見宮本『広義門院御産御記後伏見天皇宸記』は、サブタイトルとして付しておいたように、後伏見天皇の宸記の一つである。

第九十三代後伏見天皇は、伏見天皇の皇子として弘安十一年(一二八八)三月三日に御誕生、御諱は胤仁である。御母は藤原経氏の女、典侍藤原経子。同年八月に親王宣下を蒙り、翌正応二年四月には皇太子に冊立される。永仁六年(一二九八)七月二十二日、御父伏見天皇の譲りを受けて踐祚し、同年の十月十三日には即位礼を、十一月二十日には大嘗祭を挙行された。在位は四年にわたり、正安三年(一二三〇)正月二十一日、後宇多天皇の皇子であり、天皇の皇太子となっていた邦治親王に皇位を譲られた。

その後、御弟花園天皇在位中の正和二年(一二三三)十月十四日より同天皇が譲位する文保二年(一二三二)二月二十六日まで、および天皇の第三皇子である光厳天皇在位中の元弘元年(一二三三)九月二十日から同三年五月二十五日まで、院政を行われている。

しかるに元弘三年、後醍醐天皇が一時難を逃れていた笠置より京都に還幸になると、東国に脱出を図るも捕らえられ、同年六月二十六日に御落飾、建武三年(一二三六)四月六日に、御年四十九にて崩御された。

天皇の御在世は、皇統が大覚寺・持明院の両統に分かれていた時期より、所謂建武の新政をはさんで南北朝時代の最初期までにわたる。在位期間も僅

かであり、その時々々の政治情勢に大きく翻弄されることもあったものの、持明院統・北朝の中で常に重要な地位を占められつつ、その御生涯を送られた。

二 『後伏見天皇宸記』

後伏見天皇の宸記は、「心日御記」とも称され、原本は持明院統から伏見宮家に伝来していたらしいが、現存するのはほとんどが転写本や諸書に引用された逸文のみである。

歴代天皇の日記については、和田英松^①・米田雄介^②の著書が現在でも最もよるべき研究成果といえるが、ここでもこの両著を参照しながら、現存する後伏見天皇の宸記についてまとめておこう。

1 『後伏見天皇宸記』の写本

まず、目次記であれ別記や抜書であれ、後伏見天皇の宸記で単独の写本として伝来したものについてまとめておくと左記の如くである。なお、各写本の掲出順は、より古い所収記事を有する順である。

① 東山御文庫本『後伏見天皇宸記』

東山御文庫所蔵。勅封番号は六七―五―五で全四冊。

第一冊『後伏見天皇宸記延慶元年』(勅封六七―五―五―一)は、

延慶元年八月(二十六日か)

十月一日・九日・十日・二十日

十一月十一日・十六日

延慶二年十月七日・十五日・二十一日・二十三日

十一月四日・九日～十一日・十四日・二十二日～二十六日
を収める。内題に、

心日御記 徳治・延慶御記之内、
要段許抜之抄出

とある如く抄出本であるが、その抄出がいつ行われたのかは明かではない。
本書自体は、裏表紙見返しに印文「明暦」の方形朱印一顆があることから後
西天皇旧蔵本であることがわかり、恐らくは後西天皇の命によって書写され
たものとみてよいであろう。

本冊と同じテキストを収める写本として、柳原本『後伏見院宸記』^③があり、
同本には、

右拜見之便、以公卿補任加名字了、

(柳原光愛
花押)

との、柳原光愛による奥書がある。

第二冊『後伏見天皇宸記』延慶三年十月十六日
八幡御幸事 (勅封六七―五―五―二) は、

延慶三年十月六日・七日

を収める。本文は靈元天皇の、外題は中御門天皇の宸筆とされるが、その内
容よりして、後述する東山御文庫本『八幡御幸御記』弘長三年
延慶三年 から派生した
写本と推定される。

第三冊『後伏見天皇宸記』正和四年
三席御遊 (勅封六七―五―五―三) は、

正和四年□月一日

を収める。本文は靈元天皇の、外題は中御門天皇の宸筆とされ、冊尾に、

本云、
禁裏御本被下之次、被寫下訖、後伏見院宸翰也、醜所有似書、

大永五年二月廿一日

民部卿藤原元長

との本奥書がある。その内容や本奥書よりして、後述する東山御文庫本『後
伏見院御記』正和四年三月一日
三席御会始記 から転写された写本と推定される。

第四冊『後伏見天皇宸記』元亨元年九月 (勅封六七―五―五―四) は、

元亨元年九月三日～十日

を収める。本文・外題ともに靈元天皇の宸筆とされる写本で、管見の限りで
は、本書と同じテキストをもつ写本は他に見出せない。

以上のうち、第一冊・第四冊の二冊は、管見の限りでは、当該部分のテキ
ストを復原するに際し、底本として用いるべき最も有力な写本と考えられる。

② 柳原本『延慶二年四方拝記』後伏見天
皇御記

宮内庁書陵部所蔵。函架番号は柳一〇五八で全一卷。本書には、

延慶二年正月一日～三日

を収める。現在のところ、これと同じテキストをもつ写本は他に確認でき
ない。

③ 伏見宮本『広義門院御産御記』後伏見天
皇宸記

宮内庁書陵部所蔵。函架番号は伏一六一九で全六巻。今回翻刻したのがこ
れであり、その詳細については後述する。

④ 伏見宮本『伏見院御落飾記』後伏見天
皇宸記

宮内庁書陵部所蔵。函架番号は伏一四八九で全一卷。本書には、

正和二年十月十七日

を収める。裏書あり。ほぼ全体が貞成親王の筆跡とみられ、巻尾の貞成親王
自身によると思われる書写奥書に、

伏見院御落飾事後伏見院御記、宸筆也、自仙洞被召之間、奉正本訖、於伏
見殿九體堂被遂御素懷之間、殊祕藏之御記也、然而應召獻之間、俄馳筆

書寫了、

于時應永卅一年十一月卅日

とあることから、伏見宮家に伝来していた後伏見天皇宸筆本を「仙洞」^④後小松上皇に献上する際に、貞成親王が転写したものであることがわかる。ただ、残念ながら後小松上皇に献上された後伏見天皇宸筆本が現存するか否かは不明である。

⑤ 伏見宮本『淵醉記断簡』

宮内庁書陵部所蔵。函架番号は伏一―一―三で全一卷。

明証はないものの、相馬萬里子氏の考証によれば、正和二年十一月某日の後伏見天皇の宸記とみてよい。紙背文書あり。これも、他に同じテキストをもつ写本は確認されていない。

⑥ 東山御文庫本『後伏見院御記』正和四年三月一日
三席御会始記

東山御文庫所蔵。勅封番号は一〇一―四―二八で全一卷。本書は、

正和四年□月一日

を収め、巻尾の本奥書に、

本云、

禁裏御本被下之次、被寫下訖、後伏見院宸翰也、醜所有似書、

大永五年二月廿一日

民部卿藤原元長

とある。さらにその奥に、

此一巻、正和四年三席御會後伏見院御記也、殊可爲龜鑒者也、

明曆四年五月朔日

(後西天皇
花押)

との書写奥書があり、その左斜め下に印文「明曆」の方形朱印一顆がある。すなわち本書は、大永五年に甘露寺元長が後伏見天皇宸筆本より転写したも

のを、明曆四年に後西天皇がさらに転写した写本と考えられる。後伏見天皇宸筆本および甘露寺元長書写本が現存するか否かは不明である。

⑦ 伏見宮本『名香裏様事』

宮内庁書陵部所蔵。函架番号は伏一五〇〇で全一卷。本書は、

文保元年十月某日

を収める。表紙の貼紙に、

名香裏様 後伏見院御記書寫之
正本者仙洞進之、

との外題があり、その直ぐ右に、

後崇光院御筆

とある。また、第一紙端裏に、

名香裏様事 後伏見院御記書寫之
正本仙洞進之、

とあり、巻尾の奥書に、

伏見院御中陰七僧法會後伏見院御記之内有之、應永卅二年四月廿六日後圓融院御卅三廻於仙洞被行宸筆御八講之時、自仙洞名香御記事御不審之由、被尋下之間、件御記撰進畢、仍書寫之、

とあることから、応永三十二年に後小松上皇からの御下問を承け、貞成親王が後伏見天皇宸筆の「正本」を後小松上皇に進上したときに作成した抜書と考えられる。これもやはり、後伏見天皇宸筆本の行方は不明である。

2 『後伏見天皇宸記』の逸文

次に、後伏見天皇の宸記の逸文を収める部類記などとして、左記の如きものがある。掲出順は、『後伏見天皇宸記』としての写本の場合と同様である。

⑧ 尊経閣文庫本『御神楽記』

尊経閣文庫所蔵。函架番号は六一五五書で全十一巻。

本書の第一巻に、「後伏見院御記」として、

徳治二年二月五日

正和五年正月二十二日

の逸文を収める。本書は全体として綾小路信俊が編んだものとみられるが、この第一巻は、巻尾の奥書に、

此一巻、故殿御抄物也、可祕々々、不可有他見者也、

嘉曆以後可書續之、

應永廿六年九月十三日樂人散位正三位源朝臣信俊

(綾小路信俊
花押)

とある如く、「故殿御抄物」、つまり信俊の父敦有が編んだものと考えられる。

⑨ 伏見宮本『代々琵琶秘曲御伝受事』

宮内庁書陵部所蔵。函架番号は伏一九四四で全一卷。

本書の詳細については、相馬萬里子氏の論考⁷⁾や、宮内庁書陵部編『凶書寮

叢刊 伏見宮旧蔵楽書集成一』⁸⁾所収の解題・翻刻などを参照されたい。

後伏見天皇の宸記の逸文は、「愚記」として、

延慶二年十月二十三日

延慶四年(応長元年)四月二十日・二十一日

正和二年十二月三日・六日・十五日・二十二日

元亨二年八月十二日

嘉曆三年二月十六日

が収められており、冒頭よりこの部分までは後伏見天皇の宸筆とみられる。

この部類記は、本書の他に、陽明文庫本『順徳院御記等』⁹⁾などいくつつかの

写本が確認できるが、いずれも本書から派生したものと推定される。

⑩ 高倉家旧蔵装束記録類『院中内外御服色目』

国立歴史民俗博物館所蔵。函架番号は日一九九一九で全一卷。ただし、も

と折本とみられる。

表紙見返しに、

此一巻、應永貳年九月四日自伏見殿被下之畢、可祕々々、

左武衛(高倉永行
花押)

との識語があり、首題に、

院中内外御服事束帯・直衣・狩衣等、已上以光嚴院
御自筆寫之、御記等、後日私書加之、

とある。これらによれば、「束帯」・「直衣」・「狩衣」について記した部分は

光嚴天皇自筆本から転写したもので、これに「御記等」を私に書き加えたも

のであるといい、応永二年九月四日にこれを高倉永行に下賜した「伏見殿」

とは、恐らく栄仁親王のこととみて間違いあるまい。つまり本書は、栄仁親

王が光嚴天皇御撰の装束書を転写し、これに「御記等」から勘物を加えて作

成したものと考えられる。

このうち、「束帯」部分にみえる、

・後伏見院「應長二年御記」

・「同御記」正和二年

・「同」正和三年

の記事、および「直衣」部分にみえる、

・「延慶二年後伏見院廿二歳、御記」

・「後伏見院」延慶三年九月

・「同」延慶四年正月十日

・「同御記」 応長二年正月十日

・「同」 正和二年正月

・「同」 元応元年五月

の記事が後伏見天皇の宸記の逸文とみられる。また「直衣」部分の、

・「花園院」 元応元年

の記事も、直衣を着した主体である花園天皇が「新院」と記されていることから、『花園天皇宸記』ではない宸記の逸文とみられ、年代よりして後伏見天皇の宸記の逸文である可能性が最も高いのではないかと推測される。

⑪ 東山御文庫本『八幡御幸御記』弘長三年
延慶三年

東山御文庫所蔵。勅封番号六七―六一四で全一卷。

表紙見返しに、

弘長 宸記
貞和 隆持卿 見物記

延慶三 宸記
一夜御逗留、淨衣、
有御神樂、

との目録がみえるが、実際には貞和の隆持卿の記録はみえず、

「後深草院御記」 弘長三年正月十九日～二十五日

「後伏見院御記」 延慶三年十月六日・七日

が収められている。

本書は室町期に書写された洞院家旧蔵本とみられ、『洞院家廿巻部類』巻

第四にも収められている。

⑫ 伏見宮本『看聞日記』

宮内庁書陵部所蔵。函架番号は特―一〇七で全四十四巻。

本書の詳細は宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題 歴史篇』^⑩などを参照。

後伏見天皇の宸記の逸文は、応永二十四年四月二日条にみえる。また、応

永三十一年十二月一日条にも見出せるが、これは④伏見宮本『伏見院御落飾

記』<sup>後伏見天
皇宸記</sup>に収められている記事である。

⑬ 伏見宮本『郢曲相承次第』

宮内庁書陵部所蔵。函架番号は伏―一〇〇八で全一卷。

本書については、渡辺あゆみ氏の論考^⑪などがある。

『後伏見天皇宸記』の逸文は「大納言資賢」の項にみえるが、その年月日は未詳である。

以上の諸本に収められた記事（③伏見宮本『広義門院御産御記』<sup>後伏見天
皇宸記</sup>）

所収の記事については後述する）や逸文を、稿末に表1としてまとめておいたので、御参照いただきたい。なお表1では、『後伏見天皇宸記』を収めた既存の刊本との比較の便を考慮し、「御記纂の出典」欄を設け、和田英松氏作成の『御記纂』をほぼそのまま利用したとみられる『列聖全集』所収の『御記集』や増補史料大成本の『歴代宸記』における記事の有無、および記事がある場合のその出典についてもまとめておいた。

三 伏見宮本『広義門院御産御記』^{後伏見天 皇宸記}

1 本書の書写年代について

本書は、鎌倉期の書写とされるが、敢えてさらに限定しようとするならば、伏見宮本の他の御産関係の諸書と同様に、西園寺公衡によって、あるいはその周辺にて書写された可能性が高いのではないかと思われる。^⑫なお六巻とも同筆とみるべきであろう。

本書の書写者を考えるに当たってもう一つ留意すべきは、同じく伏見宮本の『経俊卿記』¹³の中に、本書と同筆とみられる巻が見出せることである。すなわち、同本全十六巻のうち、十五巻は経俊自筆本とみられるが、第四巻の宝治元年冬記のみは、新補表紙と本文第一紙との間に貼り継がれた一紙(旧表紙あるいは旧包紙ならん)には、端裏に、

寶治元年 冬 吉黄 藏人左衛門權佐經俊記也、

墨附七十七枚、

とあり、同紙表の識語に、

本云、

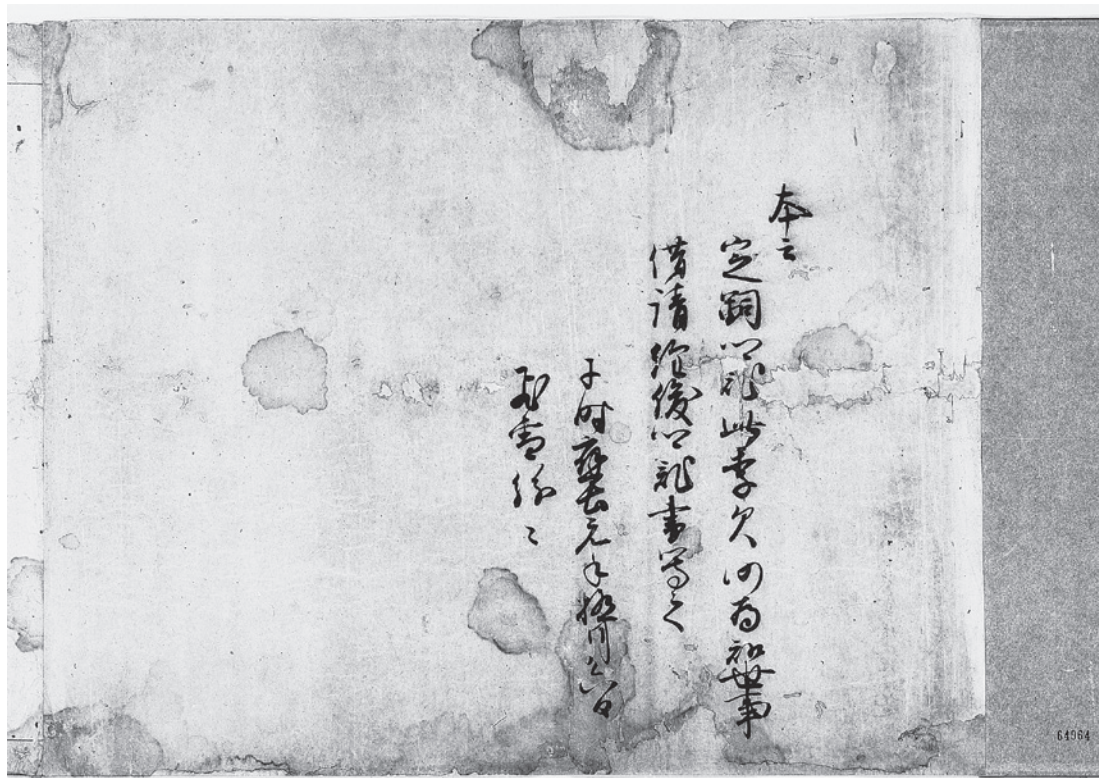
定嗣卿記此季闕、仍爲知世事、借請經俊卿記書寫之、

于時應長元年極月六日

飛雪紛々、

とある(図版1参照)ことから、明らかに自筆本とは異質なものである。また、この識語より、応長元年十二月六日以降に書写されたものであることがわかる。恐らくは応長元年よりそれほど時を経ない時期の書写であろう。そして、伏見宮本『経俊卿記』第四巻の筆跡は、本書の筆跡と同じとみてほぼ間違いないように思われる(図版2・図版3参照)。さらに、この『経俊卿記』第四巻ほどではないが、伏見宮本のいくつかはかなり類似した筆跡が見出され、これらは同一人物の書写である可能性が高いように思われる。ただ、残念ながら現時点では、その筆跡が誰のものであるのか厳密に特定することはできなかった。

なお、米田氏は本書を後伏見天皇宸筆とされているが、その論拠は示されておらず、俄には検証し難い。あるいは筆跡により判断されたものか、とも推測されるが、ここでは判断を保留し、参考のため伏見宮本『代々琵琶秘曲



図版1 伏見宮本『経俊卿記』第四巻識語

延慶四年二月一日～四日・六日～十二日・十四日～十六日・十八日・

二十日・二十二日

第五卷

延慶四年二月二十三日～二十五日・二十七日～三十日

三月一日・八日・十六日・十九日

第六卷

延慶四年三月二十五日

四月十四日

第一卷から第四卷は兼日の記事で、御産御祈関係の記事がかなりの分量を占め、指図もほとんどがこの関係のものである。それ以外では、第一卷の着帯、第二卷の御産所退出と御産雑事定の記事が注目される。第五卷は御産当日より三月十九日の五十日雑事定までの記事を取めるが、産養の七夜の部分に闕損があるのが惜まれる。第六卷は、三月二十五日の行始と、四月十四日の五十日の記事から構成される。

3 本書の装訂や料紙など

本書は前述の如く卷子本六卷からなるが、各卷で折幅はやや異なるものの、一定の間隔で折目痕がみられ、しかもその折目は文字を避けてはいない。したがって、本書はまず卷子本として作成され、一度折本に改装された後、再び卷子本にもどされたものと推定される。

各卷には現在、紫色の新補表紙が付されているが、第二卷・第四卷・第六卷の表紙見返しと本文第一紙との間には、旧表紙と思われる一紙が貼り継がれている。また、第一卷の表紙見返しと本文第一紙との間には、旧包紙の墨

書部分を切り取ったと思われる一紙が貼り継がれている。本書全卷の各紙紙背には、巻首から順に紙数を示す数字が記されているが、前述した第二卷・第四卷・第六卷の旧表紙と思しき一紙には、現状の表側にその数字が記されている。つまり、この紙数を示す数字が記載された後で、旧外題が現状でいう表側になるように、表裏を逆にする改装がなされたものと推定される。第一卷の旧包紙と思われる一紙には、この紙数を示す数字の記載はみられない。ここで、本書各卷の料紙について、その法量をまとめておくと表2の如くである。おおむね縦は三二・五cm前後、横は五三・〇cm前後の料紙が使われている。本書の大きな特徴の一つとして、多くの指図が掲載されていることを挙げることができるが、その中には、左右の行とそれほど間隔を空けずに画かれているものと、左右にある程度の余白を有し、一紙以上を使って画かれているものとがみられる。ここから想定すると、恐らくはまず文字のみを書写し、その際、指図が入るべき箇所には一定の余白を設けておく、ついで指図を画く際には、あらかじめ設けられた余白に十分おさまる大きさの場合には問題ないものの、それ以上のスペースを要する指図であった場合には、あらかじめ設けていた余白の途中で切断し、その間に指図を画いた紙を挿入したのではないかと思われる。実際、そのような箇所においては、挿入されたと思しき紙の左右には横幅の狭い紙が位置しており、その両紙の横幅を合わせると、平均的な一紙の横幅に近似する値が得られる。

4 本翻刻における対校本

本書が、御産関係史料の中でも特に詳細な記事を有するものの一つであることは、前号の冒頭でも述べたが、いくつか闕損箇所が存することが惜しま

れる。これは、本書の新写本によっても、それほど多くを補うことはできない。ただ、細かい虫損箇所などについては、新写本によって補える箇所が存する。そこで、次に本書の新写本について略述しておこう。

まず第一に挙げるべきは、東山御文庫本『広義門院御産記』である。勅封番号は五六―二五で全五冊からなるが、その内訳は左記の如くである。

第一冊	後伏見天皇宸記	延慶三年八月二十四日～十二月六日
第二冊	後伏見天皇宸記	延慶四年正月十五日～二十日
第三冊	後伏見天皇宸記	延慶四年三月二十五日・四月十四日
第四冊	隆有卿記	正和二年正月十四日～六月二十五日
第五冊	隆有卿記	正和二年七月九日～八月十七日

このうち、第一冊～第三冊は、それぞれ本書の第一巻・第二巻・第六巻の新写本である。本書の第三巻～第五巻は、そもそも書写されなかったか、あるいは書写されたものの後に失われてしまったかのいずれかであろうが、勅封五六の函には、全体として当時伏見宮家に蔵されていたと思しい諸書を転写したものが集中して収められている。そのうち本来は、つまり伏見宮本では員数の多い諸書で全てが完備しているものは皆無と行ってよく、ほとんどが部分的にしか存しない。とすれば、第三巻～第五巻はそもそも書写されなかった可能性の方が高いのであろう。ただし、何故この三巻は書写されず、残る三巻のみが書写されたのかは、不明というしかない。ちなみに、第四冊は青蓮院本『広義門院御産御祈記別記¹⁹』から、第五冊は伏見宮本『広義門院御産記²⁰』から派生した新写本である。

これらはいずれも靈元天皇宸筆の東山御文庫本『新写記録御目録²¹』に記載されていることから、同天皇の命によって書写されたものと推測される。な

お、この目録で「第五合」に属するものとして記載されている諸書は、おおむね現在勅封五六の函に収められているものに対応する。

ところで、靈元天皇宸筆の高松宮家伝来禁裏本『代々宸記目録²²』には、第二冊・第三冊に対応すると思しき記載のみが存し、第一冊に対応する記載が見出せない。一方、やはり靈元天皇宸筆の高松宮家伝来禁裏本『伏見殿文庫記録目録²³』は、外題左の傍注に、

遂書寫分、可加朱點也、

とある目録であるが、伏見宮本『広義門院御産御記^{後伏見天皇宸記}』全六巻のうち、第三巻を除く五巻のことを指すとみられる記載が見出せる。そのうち書写されたことを示すと思しき記号が付されているのは第一巻・第二巻・第六巻のことを指すとみられる記載のみであり、これが東山御文庫本『広義門院御産記』の第一冊～第三冊に対応するとみてほぼ間違いあるまい。また、後伏見天皇の宸記とされているのは第二巻・第六巻を指すとみられる記載のみであり、第一巻・第四巻・第五巻のことを指すとみられる記載では、記録名が示されていない。つまり、第二巻・第六巻以外の巻は、後伏見天皇の宸記であることが認識されていなかった時期があったものと思われる。これは、本書が常に六巻まとまって伝来したわけではないことを示唆するものであり、あるいはこれが、第三巻～第五巻が書写されなかった原因の一つかもしれない。この他、柳原本『後伏見院御記²⁴』や、吉田文庫本『後伏見院心日宸記抜書^{延慶三年新院}』など、部分的な写本は確認できるものの、本書六巻全体を書写したものは見出せないようである。

したがって、本翻刻では、東山御文庫本『広義門院御産記』の第一冊～第三冊のみを対校本として使用した。

また、(上)の冒頭で述べたように、珣子内親王誕生に関する別記としては、本書の他に伏見宮本『広義門院御産愚記公衡』²⁶⁾があり、また別記ではないが、洞院公賢の日記『園太暦』のうち、日次記で唯一自筆本が現存するの(延慶四年)が応長元年二月・三月記²⁷⁾であり、本書と対応する記事を少なからず見出すことができる。西園寺公衡は、広義門院藤原寧子の父に当たり、御産関係の諸儀においては、寧子の御配偶たる後伏見上皇とかなり近い立場から記述しているものとみられるのに対し、洞院公賢はそのような関係にはなく、一廷臣の立場からの記述といつてよい。記述の視座が異なる複数の記録がそろっているのは大変恵まれていることであり、本書の記述内容の理解を深めるのにも大いに資するものといえよう。

むすびにかえて

以上で拙い解題を終えるが、前号でも記したように、本翻刻が伏見宮本『広義門院御産御記後伏見天 皇宸記』²⁸⁾はもとより、皇室制度史料に対する理解をも深めていただく一助になれば幸甚である。

注

- (1) 和田英松『皇室御撰之研究』(国書逸文研究会、一九八六年。初発行は一九三三年)。
- (2) 米田雄介『歴代天皇の記録』(続群書類従完成会、一九九二年)。
- (3) 宮内庁書陵部蔵。函架番号は柳一―二八五で全一卷。
- (4) 貞成親王の日記『看聞日記』にも関連記事がある。米田氏前掲著書など参

照。なお、米田氏が『看聞日記』の応仁三十一年の記事とするのは、勿論、応永三十一年とすべきところを誤ったものである。

- (5) 相馬万里子「資料紹介 淵醉記断簡 正和二年」(『書陵部紀要』四一、一九九〇年)。
- (6) 『尊経閣文庫国書分類目録』の六八三頁所掲。
- (7) 相馬万里子『代々琵琶秘曲御伝受事』とその前後―持明院統天皇の琵琶―(『書陵部紀要』三六、一九八五年)。
- (8) 明治書院より一九八九年に刊行。
- (9) 陽明文庫所蔵。函架番号は第二書庫記録類目録のうち、五一八六七で、全一冊。なお、京都大学総合博物館所蔵の勸修寺家旧蔵本『琵琶秘曲御伝受事』(勸修寺家文書(目録化史料)のうち、二〇五三(仮番号は五六二―二三)全一冊)も伏見宮本『代々琵琶秘曲御伝受事』から派生したとみられる写本であるが、その本奥書に、
右這一冊、以右大臣基熙公、彼公自真 致親王被恩借云々、本令書寫校正了、
延寶第三仲冬上旬
とあるのによれば、この陽明文庫本は近衛基熙が貞致親王から伏見宮家伝来の原本を借り受けて作成した写本である可能性がある。
- (10) 養徳社より一九五〇年に刊行。
- (11) 渡辺あゆみ『郢曲相承次第』成立の背景(『日本歴史』七七〇、二〇〇二年)。
- (12) 平林盛得「伏見宮旧蔵部類記と西園寺公衡」(『書陵部紀要』四三、一九九二年)や詫間直樹「伏見宮本『御産部類記』について」(田島公編『禁裏・公家文庫研究 第一輯』(思文閣出版、二〇〇三年)所収)等参照。
- (13) 宮内庁書陵部所蔵。函架番号は伏一六一七で全十六巻。
- (14) 宝治元年十月九日のことである。
- (15) 量仁親王、すなわち後の光厳天皇が誕生。
- (16) 景仁親王が誕生。

- (17) 皇女某が誕生。
- (18) 豊仁親王、すなわち後の光明天皇が誕生。
- (19) 青蓮院吉水藏聖教のうちで、函架番号は第八七箱一三。一卷と二通よりなるが、丁付けなどにより、本来はこの二通も合わせて一卷に成巻されていたものと推測される。
- (20) 宮内庁書陵部所蔵。函架番号は伏一六二四で全一卷。
- (21) 東山御文庫所蔵。勅封番号は六七一六一九で全一冊。
- (22) 国立歴史民俗博物館所蔵。資料番号はH一六〇〇—九八八（旧番号サ函五七）で全一冊。
- (23) 国立歴史民俗博物館所蔵。資料番号はH一六〇〇—九八九（旧番号サ函五八）で全一冊。本書については、詫間直樹「高松宮家旧蔵『伏見殿文庫記録目録』について」（田島公編『禁裏・公家文庫研究 第二輯』〈思文閣出版、二〇〇六年〉所収）において全体的な検討がなされ、翻刻も付されている。なお、この翻刻で詫間氏が付された通し番号でいえば、25が第一巻、27が第二巻、28が第六巻、32が第五巻、34が第四巻のことを指す記載と考えられる。このうち332の記載が第五巻のことを指すと判断したのは、その紙数記載による。
- (24) 宮内庁書陵部所蔵。函架番号は柳一—二五二で全一冊。延慶三年部分のみで、江戸期の書写。
- (25) 天理大学附属天理図書館所蔵。函架番号は吉二五—七で全一枚。延慶三年十月二十三日条より褌の場面を中心に抄出したもので、江戸期の書写。
- (26) 宮内庁書陵部所蔵。函架番号は伏一六二〇で全五巻。西園寺公衡の自筆本。
- (27) 京都国立博物館所蔵。台帳番号はB甲六六八で全一卷。

応長元年 (1311)	2月6日	ナシ	宮内庁書陵部蔵伏見宮本『広義門院御産御記(後伏見天皇宸記)』	伏-619 (4)		鎌倉写
	2月7日					
	2月8日					
	2月9日					
	2月10日					
	2月11日					
	2月12日					
	2月14日					
	2月15日					
	2月16日					
	2月18日					
	2月20日					
	2月22日					
	2月23日					
	2月(24日)					
	2月25日					
	2月27日					
	2月28日					
	2月29日					
	2月30日					
3月1日						
3月8日						
3月16日						
3月19日						
3月25日						
4月14日						
4月20日						
4月21日						
正和元年 (1312)	月日未詳	ナシ	国立歴史民俗博物館蔵高倉家旧蔵装束記録類『院中内外御服色目』東帯所収逸文	H-99-9	栄仁親王	応永2年9月4日以前に栄仁親王写
	正月10日					
正和2年 (1313)	(正月1日)	ナシ	国立歴史民俗博物館蔵高倉家旧蔵装束記録類『院中内外御服色目』東帯所収逸文	伏-489	貞成親王	室町写
	正月(日未詳)					
	10月17日	看聞御記応永31年12月1日条	宮内庁書陵部蔵伏見宮本『伏見院御落飾記(後伏見院宸記)』	伏-1113	貞成親王	室町写
	11月(日未詳)	ナシ	宮内庁書陵部蔵伏見宮本『淵酔記断簡』	伏-944	後伏見天皇	鎌倉後期～南北朝期写
	12月3日					
	12月4日					
12月5日						
12月6日						
12月15日						
12月22日						
正和3年 (1314)	月日未詳	ナシ	国立歴史民俗博物館蔵高倉家旧蔵装束記録類『院中内外御服色目』東帯所収逸文	H-99-9	栄仁親王	応永2年9月4日以前に栄仁親王写
正和4年 (1315)	3月1日	三席御会部類記	東山御文庫本『後伏見院御記(正和四年三月一日三席御会始記)』	勅封101-4-28	後西天皇	明暦4年5月1日付後西天皇奥書あり
正和5年 (1316)	正月22日	御神楽雑記	尊経閣文庫本『御神楽記』第1巻所収逸文	6-55書(目録683頁)	綾小路有俊	応永26年9月13日付綾小路信俊奥書あり
文保元年 (1317)	7月17日	看聞御記応永24年4月2日	『看聞日記』所収逸文	特-107	貞成親王	室町写
	10月(日未詳)	典拠記載ナシ	宮内庁書陵部蔵伏見宮本『名香裏様事(後伏見院御記抜書)』	伏-500	後崇光院	鎌倉後期～南北朝期写
元応元年 (1319)	5月(日未詳)	ナシ	国立歴史民俗博物館蔵高倉家旧蔵装束記録類『院中内外御服色目』直衣所収逸文	H-99-9	栄仁親王	応永2年9月4日以前に栄仁親王写
	月日未詳					
元亨元年 (1321)	9月3日	ナシ	東山御文庫本『後伏見天皇宸記』	勅封67-5-5-4	霊元天皇	江戸前期写
	9月4日					
	9月5日					
	9月6日					
	9月7日					
	9月8日					
	9月9日					
	9月10日					
元亨2年 (1322)	8月12日	琵琶御伝業部類宸記	宮内庁書陵部蔵伏見宮本『代々琵琶秘曲御伝受事』所収逸文	伏-944	後伏見天皇	鎌倉後期～南北朝期写
嘉暦3年 (1328)	2月16日	鄂曲相承次第	宮内庁書陵部蔵伏見宮本『鄂曲相承次第』大納言資賢所収逸文	伏-1008	貞成親王	室町写
未詳	未詳	鄂曲相承次第	宮内庁書陵部蔵伏見宮本『鄂曲相承次第』大納言資賢所収逸文	伏-1008	貞成親王	室町写

表1 『後伏見天皇宸記』一覽

年(西暦)	月日	御記纂の出典	底本候補	函架番号	筆跡	備考
徳治2年(1307)	2月5日	御神楽雑記	尊経閣文庫本『御神楽記』第1卷所収逸文	6-55書 (目録683頁)	綾小路有俊	応永26年9月13日付 綾小路信俊奥書あり
延慶元年(1308)	8月(26日)?	御即位部類	東山御文庫本『後伏見天皇宸記』	勅封67-5-5-1		江戸前期写 後西天皇 旧蔵本
	10月1日					
	10月9日	改元部類記				
	10月10日					
	10月20日	御即位部類				
	11月11日					
11月16日						
延慶2年(1309)	正月1日	ナシ	宮内庁書陵部蔵柳原本『延慶二年四方拝記(後伏見院御記)』	柳-1058		江戸写
	正月2日					
	正月3日					
	10月7日	延慶大嘗会御別記	東山御文庫本『後伏見天皇宸記』	勅封67-5-5-1		江戸前期写 後西天皇 旧蔵本
	10月15日					
	10月21日					
	10月23日	御即位部類、野宮本 延慶大嘗会記	宮内庁書陵部蔵伏見宮本『代々琵琶秘曲御伝受事』所収逸文	伏-944	後伏見天皇	鎌倉後期~南北朝期写
		琵琶御伝業部類宸記				
	11月4日	延慶大嘗会御別記	東山御文庫本『後伏見天皇宸記』	勅封67-5-5-1		江戸前期写 後西天皇 旧蔵本
	11月9日					
	11月10日					
	11月11日					
	11月14日					
	11月22日					
	11月23日					
	11月24日					
	11月25日					
11月26日	延慶大嘗会御別記, 御即位部類					
月日未詳		国立歴史民俗博物館蔵高倉家旧蔵装束記録類『院中内外御服色目』直衣所収逸文	H-99-9	栄仁親王	応永2年9月4日以前 に栄仁親王写	
延慶3年(1310)	8月24日	ナシ	宮内庁書陵部蔵伏見宮本『広義門院御産御記(後伏見天皇宸記)』	伏-619(1)		鎌倉写
	8月29日					
	9月1日					
	9月2日					
	9月11日					
	9月23日					
	9月(日未詳)		国立歴史民俗博物館蔵高倉家旧蔵装束記録類『院中内外御服色目』直衣所収逸文	H-99-9	栄仁親王	応永2年9月4日以前 に栄仁親王写
	10月6日	八幡御幸記	東山御文庫本『八幡御幸御記(弘長三年/延慶三年)』所収逸文	勅封67-6-4		室町写 洞院家旧蔵本
	10月7日					
	10月10日	ナシ	宮内庁書陵部蔵伏見宮本『広義門院御産御記(後伏見天皇宸記)』	伏-619(1)		鎌倉写
	10月15日					
	10月20日					
	10月21日					
	10月22日					
10月23日						
10月24日						
10月28日						
10月29日						
11月5日						
11月8日						
11月27日						
11月30日						
12月6日						
応長元年(1311)	正月10日	ナシ	宮内庁書陵部蔵伏見宮本『広義門院御産御記(後伏見天皇宸記)』	伏-619(2) 伏-619(3) 伏-619(4)		鎌倉写
	正月15日					
	正月17日					
	正月20日					
	正月21日					
	正月22日					
	正月25日					
	正月26日					
	正月27日					
	正月29日					
	2月1日					
	2月2日					
	2月3日					
2月4日						

●第4巻

紙数	縦	横
旧表紙	32.7 cm	25.7 cm
第1紙	32.8 cm	53.0 cm
第2紙	32.8 cm	52.9 cm
第3紙	32.7 cm	53.1 cm
第4紙	32.8 cm	53.0 cm
第5紙	32.8 cm	53.0 cm
第6紙	32.8 cm	53.1 cm
第7紙	32.8 cm	52.9 cm
第8紙	32.8 cm	52.8 cm
第9紙	32.8 cm	53.0 cm
第10紙	32.8 cm	53.1 cm
第11紙	32.8 cm	53.0 cm
第12紙	32.8 cm	52.8 cm
第13紙	32.8 cm	53.0 cm
第14紙	32.8 cm	52.9 cm
第15紙	32.8 cm	52.9 cm
第16紙	32.8 cm	53.1 cm
第17紙	32.8 cm	53.1 cm
第18紙	32.8 cm	53.1 cm
第19紙	32.8 cm	53.0 cm
第20紙	32.8 cm	53.0 cm
第21紙	32.8 cm	53.0 cm
第22紙	32.8 cm	53.0 cm
第23紙	32.8 cm	27.8 cm
(軸付紙アリ)		

●第5巻

紙数	縦	横	備考
第1紙	32.8 cm	52.8 cm	
第2紙	32.8 cm	52.8 cm	
第3紙	32.9 cm	52.9 cm	
第4紙	32.8 cm	53.0 cm	全面指図
第5紙	32.8 cm	52.8 cm	
第6紙	32.8 cm	52.9 cm	
第7紙	32.8 cm	52.9 cm	
第8紙	32.8 cm	52.9 cm	
第9紙	32.8 cm	52.9 cm	
第10紙	32.8 cm	52.9 cm	
第11紙	32.8 cm	52.9 cm	
(新補白紙アリ)			
第12紙	32.8 cm	52.9 cm	
第13紙	32.7 cm	52.9 cm	
第14紙	32.8 cm	53.0 cm	裏書アリ
第15紙	32.8 cm	52.9 cm	
第16紙	32.8 cm	53.0 cm	
第17紙	32.8 cm	52.8 cm	
第18紙	32.8 cm	53.0 cm	
第19紙	32.8 cm	53.0 cm	
第20紙	32.8 cm	53.0 cm	
第21紙	32.8 cm	53.1 cm	
第22紙	32.8 cm	42.4 cm	裏書アリ
第23紙	32.9 cm	53.0 cm	
第24紙	32.8 cm	53.1 cm	
第25紙	32.9 cm	53.2 cm	
第26紙	32.8 cm	53.0 cm	
第27紙	32.8 cm	53.2 cm	
第28紙	32.8 cm	53.3 cm	
第29紙	32.9 cm	53.0 cm	
第30紙	32.9 cm	53.1 cm	
第31紙	32.9 cm	53.1 cm	
(新補白紙アリ)			
第32紙	32.9 cm	53.2 cm	
第33紙	32.9 cm	53.1 cm	
第34紙	32.9 cm	53.2 cm	裏書アリ
第35紙	32.8 cm	53.1 cm	
第36紙	32.8 cm	53.0 cm	
第37紙	32.8 cm	53.0 cm	
第38紙	32.9 cm	53.2 cm	
第39紙	32.9 cm	53.0 cm	
第40紙	32.8 cm	53.0 cm	
(軸付紙アリ)			

●第6巻

紙数	縦	横
旧表紙	32.6 cm	35.3 cm
第1紙	32.5 cm	53.0 cm
第2紙	32.5 cm	53.3 cm
第3紙	32.6 cm	53.2 cm
第4紙	32.5 cm	53.3 cm
第5紙	32.6 cm	18.1 cm
第6紙	32.6 cm	51.0 cm
第7紙	32.5 cm	53.3 cm
第8紙	32.5 cm	53.3 cm
第9紙	32.5 cm	53.1 cm
第10紙	32.6 cm	53.3 cm
第11紙	32.5 cm	53.2 cm
第12紙	32.5 cm	53.5 cm
第13紙	32.6 cm	53.3 cm
第14紙	32.6 cm	19.5 cm
第15紙	32.5 cm	52.0 cm
第16紙	32.5 cm	53.3 cm
第17紙	32.6 cm	53.3 cm
第18紙	32.5 cm	53.4 cm
第19紙	32.5 cm	10.1 cm
第20紙	32.6 cm	52.3 cm
第21紙	32.5 cm	53.3 cm
第22紙	32.6 cm	45.0 cm
第23紙	32.5 cm	26.0 cm

表2 伏見宮本『広義門院御産御記〈後伏見天皇宸記〉』法量表

●第1巻

紙数	縦	横
旧表紙	27.9 cm	8.5 cm
第1紙	32.2 cm	51.9 cm
第2紙	31.3 cm	52.6 cm
第3紙	32.2 cm	52.6 cm
(新補白紙アリ)		
第4紙	32.2 cm	52.7 cm
第5紙	32.3 cm	52.7 cm
第6紙	32.3 cm	52.7 cm
第7紙	32.2 cm	52.7 cm
第8紙	32.3 cm	52.6 cm
第9紙	32.3 cm	52.7 cm
第10紙	32.2 cm	52.6 cm
第11紙	32.3 cm	52.7 cm
第12紙	32.3 cm	52.6 cm
第13紙	32.3 cm	52.6 cm
第14紙	32.3 cm	52.6 cm
第15紙	32.3 cm	52.7 cm
第16紙	32.3 cm	52.7 cm
第17紙	32.3 cm	52.7 cm
第18紙	32.3 cm	52.8 cm
第19紙	32.3 cm	52.5 cm
第20紙	32.3 cm	52.9 cm
第21紙	32.3 cm	52.8 cm
第22紙	32.3 cm	52.7 cm
(軸付紙アリ)		

●第2巻

紙数	縦	横	備考
旧表紙	32.4 cm	26.6 cm	
第1紙	32.4 cm	50.6 cm	
第2紙	32.4 cm	52.8 cm	
第3紙	32.5 cm	52.6 cm	
第4紙	32.5 cm	52.5 cm	
第5紙	32.5 cm	52.6 cm	
第6紙	32.4 cm	52.9 cm	
第7紙	32.4 cm	52.6 cm	
第8紙	32.4 cm	52.7 cm	
第9紙	32.4 cm	52.9 cm	
第10紙	32.4 cm	52.7 cm	
第11紙	32.4 cm	52.5 cm	
第12紙	32.4 cm	52.7 cm	
第13紙	32.4 cm	52.7 cm	
第14紙	32.4 cm	52.7 cm	
第15紙	32.4 cm	52.7 cm	
第16紙	32.4 cm	52.7 cm	
第17紙	32.4 cm	52.6 cm	
第18紙	32.4 cm	52.6 cm	
第19紙	32.4 cm	52.7 cm	
第20紙	32.4 cm	25.0 cm	
第21紙	32.4 cm	52.4 cm	全面指図
第22紙	32.5 cm	27.7 cm	
第23紙	32.4 cm	18.7 cm	
第24紙	32.5 cm	52.1 cm	全面指図
第25紙	32.4 cm	33.6 cm	
第26紙	32.4 cm	52.5 cm	
(軸付紙アリ)			

●第3巻

紙数	縦	横	備考
第1紙	32.4 cm	52.7 cm	
第2紙	32.4 cm	52.6 cm	
第3紙	32.4 cm	52.6 cm	
第4紙	32.4 cm	52.6 cm	
第5紙	32.4 cm	52.6 cm	
第6紙	32.3 cm	52.6 cm	
第7紙	32.4 cm	52.6 cm	
第8紙	32.4 cm	52.6 cm	
第9紙	32.4 cm	52.6 cm	全面指図
第10紙	32.4 cm	52.5 cm	
第11紙	32.4 cm	52.6 cm	
第12紙	32.4 cm	52.6 cm	
第13紙	32.4 cm	52.6 cm	
第14紙	32.4 cm	52.6 cm	
第15紙	32.4 cm	52.6 cm	
第16紙	32.4 cm	52.7 cm	
第17紙	32.4 cm	52.5 cm	
第18紙	32.4 cm	52.6 cm	
第19紙	32.4 cm	52.5 cm	
第20紙	32.4 cm	52.6 cm	
第21紙	32.4 cm	52.6 cm	
第22紙	32.4 cm	52.6 cm	
第23紙	32.4 cm	35.9 cm	
第24紙	32.4 cm	51.9 cm	全面指図
第24紙貼紙	16.2 cm	36.7 cm	第24紙の奥上に貼付
第25紙	32.3 cm	16.5 cm	
第26紙	32.4 cm	52.6 cm	
第27紙	32.4 cm	52.7 cm	
第28紙	32.4 cm	51.9 cm	
第29紙	32.4 cm	52.5 cm	
第30紙	32.4 cm	38.7 cm	

※各紙の縦・横共に、最大となる値を採用した。

※糊代となっている部分は、表面となっている側の紙のみの値に含まれる。

※計測は、新井・石田・柿島・高田義人の4名が担当した。